## 熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

平成30年4月26日

閉 会 中

場所全員協議会室

### 第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成30年4月26日(木曜日)

午後1時59分開議 午後3時43分休憩 午後3時49分開議 午後4時57分閉会

本日の会議に付した事件 平成30年度主要事業等の説明 報告事項

水俣病対策の状況について

出席委員(7人)

委員長 平 橋 П 海 副委員長 吉 孝 平 田 委 員村 上. 寅 美 委 員 氷 雄一郎 室 委 員 松 三 田 郎 委 員浦 田 祐三子 委 員 岩 智 子 田

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 環境生活部

> 部 長 田 中 義人 政策審議監 藤 本 聡 環境局長 久 保 隆 生 県民生活局長 瀬 戸 浩 環境政策課長 横 尾 徹 也 水俣病保健課長 梅 Ш 日出樹 首席審議員 輪 孝 之

兼水俣病審査課長 環境立県推進課長橋 本 毅 有 環境保全課長 緒 方 和 博 古 自然保護課長 家 宏 俊 循環社会推進課長 城 内 智 昭 くらしの安全推進課長 村 上 敏 幸 消費生活課長 西 川 哲 治 男女参画・協働推進課長 真 田 由紀子 人権同和政策課長 森 上 大 右 商工観光労働部

部 長 磯 田 淳

総括審議員兼政策審議監

兼商工政策課長 中 川 誠 誠 商工労働局長 吉 永 明 彦

新産業振興局長 村 井 浩 一

観光経済交流局長 原 山 明 博

商工振興金融課長 浦 田 隆 治 労働雇用創生課長 石 元 光 弘

産業支援課長 末 藤 尚 希

エネルギー政策課長 坂 本 公 一

企業立地課長 深 川 元 樹

観光物産課長 上 田 哲 也

国際課長 波 村 多 門

国際スポーツ大会推進部

部 長 小 原 雅 晶 政策審議監兼

国際スポーツ大会推進課長 寺 野 愼 吾 企業局

局長原 悟 総務経営課長 西浦 一義

工務課長 伊藤健二

労働委員会事務局

局長松岡大智審査調整課長中島洋二

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博 政務調査課主幹 佐 藤 誠

午後1時59分開議

○橋口海平委員長 ただいまから、第2回経

済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして一言御挨拶 申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長に選任 いただきました橋口でございます。

昨年までは4つの部、そして、ことしから 新たに国際スポーツ大会推進部が加わり、5 つの非常に大きな所帯となっております。ま た、委員会の委員の皆様も、ベテランの先生 からいらっしゃいますので、スムーズな委員 会運営に努めていくには、皆様方の御指導と 御鞭撻が必要でございます。

熊本のために頑張ってまいりますので、1 年間よろしくお願いいたします。(拍手)

続いて、吉田副委員長から挨拶をお願いい たします。

○吉田孝平副委員長 同じく、さきの委員会 におきまして副委員長に選任いただきました 吉田でございます。

今後1年間、橋口委員長を補佐し、一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと 思いますので、どうぞよろしくお願い申し上 げます。

また、委員各位、執行部の皆様方の御協力 をよろしくお願い申し上げまして、簡単では ございますが、御挨拶とさせていただきま す。(拍手)

○橋口海平委員長 次に、本日の委員会は、 執行部を交えての初めての委員会であります ので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願い いたします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自 席からお願いします。

また、審議員及び課長補佐については、お 手元にお配りしております説明資料の中の役 付職員名簿により紹介にかえたいと思いま す

それでは、田中環境生活部長から順にお願

いします。

(環境生活部長、政策審議監~審査調整 課長の順に自己紹介)

○橋口海平委員長 1年間、このメンバーで 審議を行いますので、よろしくお願いいたし ます。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、 一括して受けたいと思います。

また、執行部の説明は、着座のまま、簡潔 に行ってください。

初めに、田中環境生活部長から総括説明 を、続いて担当課長から資料に従い順次説明 をお願いします。

以下、商工観光労働部、国際スポーツ大会 推進部、企業局、労働委員会事務局の順にお 願いします。

では、田中環境生活部長。

〇田中環境生活部長 環境生活部でございます。

平成30年度の環境生活部の組織並びに事業等について御説明する前に、熊本地震からの復旧、復興の状況について御説明をいたします。

当部では、被災者の方々の生活再建の第一 歩として欠くことのできない災害廃棄物の処 理を担当いたしております。

その目標といたしまして、発災から2年以内の処理完了を掲げ、取り組んでまいりました。その中で、公費解体につきましては、約3万6,000棟の申請に対し、本年3月末で99.9%が完了し、ほぼ目標を達成いたしました。また、再生利用率も、目標の70%を超える78%となりました。

国や市町村、関係団体、県議会の先生方等 の強力な御支援に感謝を申し上げます。

それでは、今年度の組織機構について御説 明をいたします。

組織機構図及び役付職員名簿の1ページを

お願いいたします。

当部は、政策審議監のもと、環境政策課ほか2課、環境局長、県民生活局長のもと、各4課、合わせて本庁11課、出先機関として水俣市にございます環境センターで構成し、職員数は、本庁182名、環境センター4名、合計186名でございます。

今年度から、くまもと県民交流館パレアの 指定管理者業務を拡充し、県職員を配置しな いこととしたため、出先機関が1減となって おります。

次に、平成30年度主要事業及び新規事業の 1ページをお願いいたします。

当部では、被災者の方々の生活再建と被災地の創造的復興、将来にわたり幸せを実感できる新たな熊本の創造のため、一般会計として総額161億2,000万円余の予算を計上いたしております。

その主な内容について、熊本復旧・復興4 カ年戦略に沿って御説明をいたします。

まず第1に、安心で希望に満ちた暮らしの 創造として、少年を犯罪から守るためのイン ターネット利用制限や被災者及び多重債務者 等の生活再生支援、人権意識の向上を図る広 報、啓発に取り組んでまいります。

また、災害廃棄物処理に係る市町村負担の 軽減や災害廃棄物処理計画の策定支援など、 災害対応の強化を図ります。

あわせて、リサイクル製品認証制度にも取り組み、循環型社会の形成を進めてまいります。

さらに、経営者向けセミナーなどにより、 就業・雇用分野における女性活躍の加速化を 図ります。

第2に、未来へつなぐ資産の創造として、 県環境センターの展示改修を行い、環境学習 拠点としての機能強化を図ります。

また、国立公園満喫プロジェクトとして、 トレッキングコースの整備など、阿蘇の新た な魅力向上に取り組んでまいります。 そのほか、硝酸性窒素の削減対策など、市 町村と連携の上、良質な地下水を守ってまい ります。

第3に、次代を担う力強い地域産業の創造 として、未利用廃棄物や竹林など、循環可能 な資源活用の事業化支援や普及啓発に取り組 みます。

最後に、世界とつながる新たな熊本の創造 として、台湾派遣などにより、グローバル社 会で活躍できる子供の育成に努めます。

なお、水俣病対策につきましては、認定業務を丁寧かつ迅速に進めるとともに、被害者の方々に寄り添いながら、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々の日常生活支援等に取り組んでまいります。

また、昨年8月に発効した水俣条約を踏ま え、県内企業の水銀回収や処理能力向上を図 り、県内の水銀含有製品の適正処理を推進し ます。

あわせて、海外の水銀専門家育成支援に も、引き続き取り組んでまいります。

次に、熊本県のチッソ株式会社に対する貸 し付けに係る県債償還等特別会計でございま す。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額58億9,100万円余の予算を計上いたしております。

以上により、予算総額は、一般会計と特別 会計を合わせまして220億1,100万円余となり ます。

このほか、水俣病対策の最近の状況につき まして御報告をいたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明を いたしますので、御審議のほどよろしくお願 いを申し上げます。

- ○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明 をお願いいたします。
- ○横尾環境政策課長 環境政策課でございま

す。

環境政策課の主要事業、新規事業について 御説明いたします。主要事業及び新規事業の 資料の2ページをごらんください。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進(チッソ金融支援)についてでございます。

説明欄1に、これまでの経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債、設備県債、一時金県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われてきました。

しかし、チッソの借入金が膨れ、経営的に も厳しくなったため、平成9年度以降、中長 期的な観点からの検討が行われ、平成12年2 月に、現在の形である抜本的支援策が閣議了 解されました。

2に、その抜本的支援策の概要を記載して おります。

ポイントといたしましては、それまでの患者県債を廃止し、(1)にありますが、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い、所要の支払い猶予等を行うこととされています。

また、その際、(2)にありますが、県が県 債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等 相当額のうち、8割を国庫補助金、2割を特 別県債で手当てする。そして、この特別県債 につきましては、その元利償還金を100%地 方交付税で措置するというものであります。

なお、チッソに対する金融支援に関して、 万一不測の事態が発生した場合には、従来の 閣議決定に基づき、国において万全の措置を 講ずる旨、平成12年2月8日に閣議了解され ております。

3ページをごらんください。

チッソの貸し付けにつきましては、特別会 計を設けて資金管理をしておりますが、こち らにその平成30年度予算措置額を記載しております。

総額は、左から2番目の予算額の列の一番下の歳出合計の欄をごらんいただければと思います。58億9,150万円余でございます。

開いていただいて4ページをお願いいたし ます。

平成29年度末のチッソ関連の県債償還状況 でございます。

一番右の列の3段目の計の欄をごらんいただければと思いますが、今後の償還予定額は、元利合わせて321億円余でございます。

下の5ページをごらんください。

平成29年度末のチッソに対する貸し付けの 状況でございます。

一番右の列の3段目、計の欄をごらんいただければと思いますが、チッソからの今後の償還予定額は、元利合わせて2,199億円余でございます。

次に、おめくりいただいて6ページをお願 いします。

「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進でございます。

これは、平成25年10月に本県で開催されました水銀に関する水俣条約外交会議において、知事が行いました水銀フリー熊本宣言を踏まえて、水銀をできる限り使わない水銀フリー社会の実現に向けて、水銀専門家の育成支援を初め、国内外に対して先導的な取り組みを実施しているもので、本年度は2,350万円余を予算計上しております。

今年度の新規事業といたしまして、1つ目は、水俣条約5周年記念行事の実施でございます。

条約採択5周年をきっかけといたしまして、水俣・芦北地域の地域以外においても記念行事を実施することで、水銀フリー社会の 実現に向けて、一層の情報発信を行うこととしております。

2つ目は、水銀回収処理システム構築支援

でございます。

これは、水銀を含む廃棄物につきまして、 大部分を県外で処理しているという現状を踏まえ、県内の中間処理企業に投資を行い、処理能力を向上させることで、県内シェアを拡大させ、排出事業者の負担を軽減し、ひいては県内における水銀処理能力の向上を図るというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

1の医療対策の推進につきましては、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分等を給付しております。

説明欄の表をごらんください。

左側の水俣病被害者手帳をお持ちの方は、 平成21年に制定されました、いわゆる特措法 により救済された方々、右側の医療手帳をお 持ちの方は、平成7年の政治解決により救済 された方々で、それぞれ給付内容欄に記載の とおり、医療費の自己負担分や療養手当など の給付を行っております。

次に、2の水俣病関連情報の発信及び福祉 の充実でございます。

説明欄の1は、県が実施する情報発信事業、2は、水俣病発生地域の市、町や民間団体が行う情報発信事業に対し補助を行うものでございます。3は、胎児性・小児性患者の方々の日常生活や社会参加の支援を行うもの、4は、水俣市などによる水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭り、もやい音楽祭などの取り組みに対し補助を行うものでございます。

水俣病保健課は以上です。よろしくお願いいたします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でござ

います。

説明資料の8ページをお願いいたします。 水俣病審査課では、資料の説明欄にござい ますように、公害健康被害の補償等に関する 法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定 業務を行っております。

米印にございますように、3月末現在の認定申請件数は890件となっております。このうち、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法に基づく認定申請件数は5件となっております。これは、国の臨時水俣病認定審査会での審査を求めておられる方々の件数ということになります。

それでは、1の水俣病認定業務の推進について御説明します。

公健法に基づく認定申請をされている方に 対して、(1)に記載のとおり、審査の前提と なる疫学調査や検診を行っております。その 後、(2)に記載しておりますが、認定審査会 による審査を経て、知事による処分、すなわ ち水俣病の認定または棄却の決定を行うとい う流れになります。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業でございますが、これは、水俣市、芦北町などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請後1年を経過した認定申請者などに対して、知事の処分があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。対象者は、4月1日現在で332人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございますが、これは、地域に最新の医療を提供できるようにするため、熊本大学と水俣地域、天草地域の基幹病院をネットワーク化し、基幹病院での診療カルテや画像を熊本大学でも見ることを可能とすることにより、より専門的な指導や助言などを行うことができるようにするものでございます。

それでは、9ページをお願いいたします。 訴訟対応としまして、公健法に基づく知事 の棄却の決定に対して、不服がある場合の申 し立てや訴訟についての対応を行っておりま す。現在、水俣病関係の訴訟が6件、行政不 服審査が63件となっております。

なお、裁判の状況等につきましては、後ほ ど報告事項のところで御説明させていただき たいと思います。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

10ページをお願いします。

1の環境施策の総合的推進でございます が、環境立県くまもとの実現に向け、第五次 熊本県環境基本計画に基づく施策の進捗管理 を行ってまいります。

2の地球温暖化対策の推進でございますが、温室効果ガスの削減のため、関係団体等とも連携し、県民の生活スタイルや企業活動の見直しに向けた普及啓発等を推進してまいります。

1のくまもとらしいエコライフ普及促進事業では、九州7県で取り組んでいる九州版炭素マイレージ制度の推進や、地域、学校等への講師派遣などを行っております。また、県民総ぐるみ運動推進会議における重点取り組みの実施とともに、年間を通したキャンペーンを実施してまいります。

2の地球温暖化対策推進事業では、総ぐる み運動推進会議の開催や地球温暖化防止活動 推進員を通じた地域における普及促進、条例 に基づく事業活動温暖化対策計画書制度の運 用等を行ってまいります。

3の「水の国くまもと」づくりの推進でございますが、地下水の恵みを将来にわたって 県民が享受し、活用していくことができるよう、地下水保全対策等を推進してまいります。

11ページをお願いします。

1の「水の国くまもと」推進事業では、水

の国高校生フォーラムの開催や節水キャンペーンなどにより、水の魅力や水の大切さを発信してまいります。

2の地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取の許可事務等を行うものです。また、阿蘇地域における地下水保全に向けた市町村との意見交換等を進めてまいります。

3の熊本地域地下水保全協働推進事業は、 公益財団法人くまもと地下水財団の事業及び 運営に対し支援等を行うとともに、熊本地域 地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動 計画の策定を行います。

4の水環境教育推進事業は、幼児から小中 学生まで、年代に応じた環境教育を推進する ものです。

12ページをお願いします。

4の有明海・八代海の再生でございますが、当課は、庁内の取りまとめの立場として、特措法に基づく県計画に沿って、国や関係県等とも連携しながら、海域環境の保全、改善及び漁業の振興を全庁的に推進するとともに、地域における自主的な環境保全行動の活性化を図ってまいります。

5の環境教育・学習の推進でございますが、1の環境センター運営事業は、県の環境 学習の拠点施設として、環境センターにおいて、県内の全小学5年生を対象とした水俣に 学ぶ肥後っ子教室など、環境教育を推進していく事業でございます。

13ページをお願いします。

2の環境センター拠点機能強化事業は、館内の常設展示が、経年劣化により機器等に故障やふぐあいが生じていることに加え、パリ協定の発効を受けて注目度が高まっている地球温暖化問題に関し、さらなる意識醸成を図るため、地球温暖化問題を充実強化した展示にリニューアルし、環境教育拠点としての機能強化を図るものです。

環境立県推進課は以上でございます。

○緒方環境保全課長 環境保全課でございま す。

資料の14ページをお願いします。

今年度の主要事業の主なものにつきまして 御説明いたします。

まず、1、大気・化学物質対策の推進についてでございます。

説明欄1、大気質の保全対策の推進の下段 の(1)大気汚染規制事業でございますが、大 気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設や粉 じん発生施設などの届け出指導や事業者への 立入検査を行うとともに、排出ガス等の測定 を行い、排出基準の遵守の徹底を図るもので ございます。(2)大気環境監視事業でござい ますが、県内36カ所の大気測定局と移動測定 車を活用して、光化学オキシダント等の大気 環境の常時監視を行っております。また、観 測したデータは、リアルタイムで県のホーム ページで公開しております。大気の汚染状況 が悪化した場合は、メールやファクスなどに より、関係機関、県民に対して、光化学スモ ッグ注意報の発令やPM2.5の注意喚起を行 います。

次に、15ページをお願いします。

説明欄2のダイオキシン類対策の推進についてでございます。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、(1)ダイオキシン類環境監視事業としまして、県内を4つのブロックに分け、大気や公共用水域等におけるダイオキシン類の監視をするもので、4年で1巡するローリング調査を行っております。本年度は、菊池、阿蘇、上益城地域において実施予定でございます。(2)工場・事業場調査事業につきましては、排出基準が適用される工場、事業場に対し、届け出の指導及び立入調査や行政検査を実施しております。

次に、2、アスベスト対策の推進について でございます。 説明欄1のアスベスト問題に関するきめ細やかな相談対応及び救済対策の推進につきましては、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害者等への総合的な窓口として、当課が相談対応や救済給付申請の受け付けを行っております。

2の監視指導及び調査事業等の実施につきましては、建築物の解体工事に伴い、アスベストの飛散が懸念されることから、大気汚染防止法に基づく届け出、監視指導、解体現場の大気中アスベスト濃度調査を実施しております。

次に、16ページをお願いします。

説明欄3の県有建築物アスベスト(レベル 2)使用状況調査事業についてでございま す。

この事業は、県有建築物での使用状況を調査するもので、平成28年度から開始し、本年度をもって完了する予定でございます。昨年度は、レベル2に加え、レベル1についても実施いたしました。

調査の結果、いずれの施設においても、大 気中の濃度測定の結果等から、健康被害のお それはありませんでした。今後も、大気中濃 度測定等の定期的な点検を実施し、必要に応 じ、除去等の対策を実施してまいります。

次に、3、水質保全対策の推進でございます。

説明欄1の水質環境監視等事業についてで ございますが、河川や海域等の公共用水域の 監視、また、事業場からの排水などの監視、 指導を行うものでございます。

2の地下水質監視事業につきましては、 (1)地下水の硝酸性窒素等の汚染状況を把握 するため、継続して調査を実施しているもの でございます。

次に、17ページをお願いします。

説明欄3の水生生物の保全に係る水質環境 基準の類型指定事業でございます。これは本 年度からの新規事業でございます。 国のほうが、環境基本法に基づく魚介類等の水生生物の保全を図るための新たな環境基準を設定いたしましたので、県において、河川等水域ごとの適応基準を検討する、これを類型指定と言いますが、それに必要な魚類の生息状況などの調査を実施するものでございます。

次に、4、開発における環境配慮の推進で ございます。

環境アセスメントと言われるものでございまして、開発行為を行うに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者みずからが調査、予測、評価を行い、結果を公表、住民や行政からの意見を踏まえてよりよい事業計画をつくり上げていこうとする制度でありまして、環境に配慮した開発事業が行われるよう指導を行うものでございます。

最後に、5、水道事業の推進でございます。

平成27年3月に公表した熊本県水道ビジョンの基本方針に沿って、安全、安心な飲料水の確保のため、市町村等が行う水道事業の運営基盤の強化や水道施設の適正な維持管理、地震等災害時における危機管理体制の整備強化などの指導監督を行うものでございます。環境保全課は以上です。

○古家自然保護課長 自然保護課でございま す。

資料18ページをお願いします。主な事業について説明します。

項目欄の1の自然環境の保全は、すぐれた 自然環境を次世代に引き継ぐため、保全すべ き地域や希少な野生動植物を指定して、保 護・保全対策を実施するものです。

説明欄の1から3の事業は、自然保護の意 識向上や普及啓発のための事業あるいは希少 動植物の保護管理事業などを実施するもので す。 項目欄の2の自然公園の保護・利用は、自然公園内での開発を制限したり、公園を訪れる人が快適に利用できるよう、遊歩道や休憩所などの施設を管理するものです。

次の19ページの説明欄の1番から5番までが、自然公園の保護、利用関係事業ですが、2の自然公園利用事業は、県有自然公園施設や九州自然遊歩道の清掃管理、ビジターセンターの運営管理などを行うものです。

5の国立公園満喫プロジェクト推進事業では、阿蘇くじゅう国立公園内への外国人来訪者数を、2020年までに倍増させることを目標に、施設整備等に取り組みます。

20ページをお願いします。

項目欄の3の野生鳥獣の保護・管理及び狩猟は、鳥獣保護区等を指定し、野生鳥獣を保護するとともに、農林業等の被害を軽減するために、有害鳥獣捕獲等の管理を実施するものです。

説明欄の1と2は、猿や鹿などの有害鳥獣 捕獲に対して、市町村へ補助を行うもので す。

次の21ページの説明欄の4の指定管理鳥獣 捕獲等事業では、鹿、イノシシの捕獲のため に、新たな捕獲技術の検討や捕獲体制の組織 の育成に取り組むものです。

項目欄の4の外来生物防除対策は、野生動植物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与えるおそれのある特定外来生物の侵入防止や駆除を実施するものです。

説明欄の2の特定外来生物スパルティナ属 防除対策事業ですが、スパルティナというの は、川に生えているアシに似た植物で、干潟 に生育することから干潟アシとも呼ばれてい ます。全国でも熊本県だけに自生しており、 熊本市の坪井川や宇城市の大野川などの河口 域に生育しています。地元の市や漁協に協力 いただきながら、駆除に取り組んでいるとこ ろです。

自然保護課は以上でございます。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課で ございます。

資料22ページをお願いいたします。

まず、左側項目欄の1、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進でございます。

説明欄の1、バイオマス利活用推進事業は、県内に豊富に存在するバイオマス資源を有効に活用し、資源循環型社会の形成を推進するもので、研究会の運営等のほか、バイオマスによる循環型ビジネスの構築を目指す民間事業者の取り組みへの支援を予定しております。

次に、2のごみゼロ推進県民会議関連事業は、県民代表や事業者、行政機関等で構成する会議を運営し、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの3Rに一体となって取り組むもので、3の廃棄物コーディネーター事業は、産業廃棄物に関し専門知識を有する嘱託員を雇用し、排出事業者を個別に訪問して、3Rの推進について支援、助言を行うものでございます。

次に、4、新規事業のリサイクル製品等利用促進事業は、廃棄物を活用して製造されるリサイクル製品に関し、有識者の御意見を踏まえ、昨年度までに品質や安全性等に関する認証基準を策定しており、今後、土木資材などを中心に、適合する製品を認証し、段階的に利用の促進を図る事業でございます。

23ページをお願いいたします。

項目2の廃棄物の適正処理の推進でございます。

説明欄1の産業廃棄物適正処理事業は、排出事業者や処理事業者に対する立入検査、指導等を実施するもので、2の不法投棄等防止対策関連事業は、各保健所に配置した廃棄物監視指導員や情報提供協定締結団体との連携を通じ、廃棄物の不法投棄や不適正処理の発生防止、早期の発見、改善を図るものでございます。

次に、3、新規事業のPCB廃棄物掘り起し調査事業は、高濃度PCB含有安定器につきましては、処理施設の設置期限の制約上、平成32年度末までに処理を終える必要がございまして、期限内の処理を完了するため、保有事業者の調査等を行うものでございます。

次に、4の海岸漂着物対策推進事業は、環境省の補助金を活用し、海岸漂着物の発生抑制と回収、処理を推進するもので、5の産業廃棄物処理施設モデル事業は、エコアくまもとの立地を受け入れていただいた南関町に対し、処分場周辺の環境整備等を図るために交付金を交付するものでございます。

24ページをお願いいたします。

説明欄6、エコアくまもと環境教育推進事業は、県北の環境教育の拠点を目指し、エコアくまもとにおいて、循環型社会の形成に資する環境教育プログラムを実施していくものでございます。

続きまして、項目3、熊本地震に係る災害 廃棄物の処理でございます。

部長の総括説明にもございましたが、まず、説明欄に、参考として公費解体の3月末の進捗状況を記載しております。委員の皆様の御支援により、2年以内の処理完了という目標をほぼ達成することができました。重ねて感謝を申し上げます。

本年度行います取り組みは、いずれも新規 事業でございまして、説明欄1の災害廃棄物 処理基金補助事業は、災害廃棄物の処理に関 し、国の財政支援により総額の2.5%に縮減 されます各市町村の負担金に対し、さらに国 の補助金により助成した基金を財源に、税収 規模に応じて補助金を交付するもので、2の 災害廃棄物処理支援事業は、熊本地震の災害 廃棄物に関する検証報告書をまとめるととも に、県内市町村の災害廃棄物処理計画の策定 や職員の育成等を支援するものでございま す

循環社会推進課は以上でございます。よろ

しくお願いいたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全 推進課でございます。

資料の25ページをお願いします。

初めに、総合的な交通安全対策の推進でご ざいますが、平成28年度に策定いたしました 第10次熊本県交通安全計画に基づき、交通安 全思想の普及啓発や交通事故相談等の施策を 推進してまいります。

県下の交通事故は、昨年まで、発生件数が 11年連続、死傷者数が13年連続して減少して おり、その大きな原動力は県民の理解と協力 と考えております。

そのような観点から、1の県交通安全推進連盟に対する補助、2の飲酒運転根絶等をテーマにした県民参加型の広報等により、引き続き県民の理解と協力を進めていくこととしております。

3の交通事故被害者対策費につきましては、県の交通事故相談所に相談員2名を引き続き配置し、交通事故相談に対応いたします。

次に、安全安心まちづくりの推進でございますが、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づき、行政と事業者、県民等と連携の推進に努め、防犯に関する広報、啓発、自主防犯活動団体の育成等に取り組んでまいります。

特に、自主防犯活動団体に関しましては、 平成15年以降、14年連続して犯罪の認知件数 が減少していることに、大きな役割を果たし ていると考えております。

26ページをお願いします。

平成29年12月に国の再犯防止推進計画の策定に伴い、(4)再犯防止の推進に記載のとおり、熊本県再犯防止推進計画の策定に向けた準備を行ってまいります。

2の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、犯罪被害者やその遺族が再び平穏な生

活を営むことができるよう、平成28年度に策定いたしました第3次犯罪被害者等支援に関する取組指針に基づきまして、性暴力被害者のためのサポートセンター、ゆあさいどくまもとの周知を図るなど、広報、啓発の施策に取り組み、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図ってまいります。

27ページをお願いします。

食の安全安心の確保でございますが、1に記載しておりますように、食の安全、安心対策を総合的、計画的に推進するため、第4次熊本県食の安全安心推進計画に基づき、県民、関係団体等と連携して、啓発や情報提供の施策を推進してまいります。

2の食品品質表示指導事業でございます が、定期的な巡回指導のほか、さまざまな情報をもとに必要な調査を適宜行い、適正な食品表示に取り組んでまいります。

最後に、28ページをお願いします。

総合的な青少年施策の推進でございますが、1のグローバルジュニアドリーム事業では、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、小中学生等30名を台湾へ派遣し、交流を行います。

平成25年9月に、本県、台湾・高雄市、熊本市の3者で締結した国際交流促進覚書の一つの柱である、観光、教育等における総合交流の促進の教育分野を具体化する事業の一つとして取り組みます。

2の少年保護育成条例実施事業でございますが、熊本県少年保護育成条例に基づき、有害環境の調査、浄化活動に取り組んでまいります。

また、インターネット上の有害情報を介した犯罪被害やトラブルから少年を保護するため、保護者や少年への啓発を強化し、少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング普及促進を推進してまいりますとともに、自画撮り被害防止に係る少年保護育成条例の改正等について検討を行ってまいります。

以上でございます。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。 消費者行政の充実強化でございます。

県消費生活センター及び市町村の新規相談 件数は約1万8,500件程度で推移しており、 高齢者やインターネット関連など、消費者被 害は複雑化、多様化しております。

また、被災者の方々の消費生活支援、成年 年齢引き下げへの対応、多重債務問題も深刻 でございます。

第3次熊本県消費者基本計画に基づき、市町村、関係機関と連携しながら、被害の未然防止と早期救済、被災者を含めた生活再生の支援などの取り組みを進めてまいります。

- 1、消費者行政推進対策事業でございます が、これは、関係法令に基づく事業者への処 分、指導及び県消費生活審議会等の運営を行 うものでございます。
- 2、金融関連消費者教育推進事業は、県金融広報委員会と連携し、消費者教育、啓発を進めてまいります。特に、今年度から、(2)の学校と連携した高校生等への消費者教育に重点的に取り組みます。
- 3、消費生活相談・啓発事業は、県消費生活センターの主な活動でございます。消費生活相談員による相談、商品テストなどを行ってまいります。

説明資料の30ページをお願いします。

- 4、地方消費者行政推進事業は、市町村の 体制強化の支援や県の広域的・専門的機能の 充実を図るものでございます。
- (1)は、市町村に対し、消費生活相談員の配置などの補助を行うものでございます。 (2)から(5)は、市町村への支援といたしまして、研修の実施、パイオネットを導入している市への助言、タブレット端末を活用した研修、相談、(5)の消費者安全確保地域協議会

設置の支援は、高齢者などの見守り活動の充実を図るものでございます。(6)は、専門相談アドバイザーの配置などにより、県センターの専門相談機能の強化を行うものでございます。(7)は、適格消費者団体による法律的助言と消費者被害救済制度の周知を行うものでございます。

5、消費者自立のための生活再生総合支援 事業でございますが、被災者や多重債務者な ど、生活再生の支援が必要な方々に対し、相 談から生活資金の貸し付け、償還完了までの サポートと、一貫した支援を行うものでござ います。

最後に、6、災害関連消費生活相談機能強 化事業でございますが、被災者の方々の消費 生活相談に対応するため、災害関連法律相談 や被災地の仮設相談施設設置等への補助、地 域支え合いセンターと連携し、生活再生の支 援に取り組んでまいります。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・ 協働推進課でございます。

まず、項目1の協働の推進でございます。 地域の課題やニーズが多様化する中で、行 政だけで対応、解決することが困難になって いることから、行政やNPOなど、多様な主 体が相互の自主性を尊重し、役割分担しなが ら地域課題の解決を図る協働の取り組みが促 進されるよう、NPO法人等への支援を行い ます。

1、県民との協働推進事業は、特定非営利活動促進法に基づく認証事務あるいは認定・特例認定事務などを行い、NPO法人の運営体制や経営基盤の強化を図るものです。

次に、項目2の男女共同参画の推進でございます。

これは、性別にかかわりなく、誰もがその 個性と能力を十分に発揮することができる男

女共同参画社会の実現に向けて、県条例及び 第4次男女共同参画計画に基づき、県民、市 町村、事業者等と連携し、総合的かつ計画的 に取り組みを進めるものです。

主な事業を御説明します。

2の男女共同参画学習促進事業は、学校に おける男女共同参画教育を進めるため、中学 生向け、高校生向けの学習資料及び教師用手 引書を作成し、県内の全中学校、高校に配付 するものです。

おめくりいただき32ページをお願いしま す。

5の女性総合相談事業は、女性が抱える悩みなどの相談に対して、相談員が助言や情報 提供を行い、相談者の問題解決の支援を行う ものです。

6、くまもとの女性活躍促進事業でござい ます。

県では、第4次熊本県男女共同参画計画の 施策の基本方向に掲げる就業や雇用分野にお ける男女共同参画の推進を加速化させるた め、企業等における女性の活躍促進を図るた めの事業を行っています。

具体的には、管理職候補者を対象とした女性経営参画塾やキャリアアップセミナー、企業の経営者を対象とした企業トップセミナーなどの事業を予定しております。

続きまして、項目3、くまもと県民交流館 における県民の活動支援でございます。

手取本町のくまもと県民交流館パレアは、 県民の自発的で主体的なさまざまな活動を支援する拠点施設として、年間35万人に利用されています。県民交流館では、NPO、ボランティア、男女共同参画、生涯学習推進などの活動に取り組む方々を支援しています。

平成22年度から指定管理制度を導入し、この4月から第3期指定管理に入りましたが、 今期から、昨年度まで県職員が実施してきた 業務の一部を指定管理業務に拡充しました。 施設の管理及び業務については、県と指定管 理者との役割分担、連携、協力により行っています。

男女参画・協働推進課は以上でございます。

○森上人権同和政策課長 人権同和政策課で ございます。

資料の33ページをお願いいたします。

当課では、同和問題を初めとするさまざまな人権課題の解決に向けて、記載しております1から7の事業を通して、人権施策・啓発の推進に取り組んでおります。

1の人権施策推進事業は、当課が所管する協議会、委員会等の運営経費でございます。 庁内関係各課との連絡調整、また、県内の行政機関、議会等との連携、さらに有識者等から意見をいただきながら、より実効性のある施策に取り組んでまいります。

2、3の事業は、国の地方委託事業を活用 した取り組みです。

2の広報・啓発事業は、県の取り組みでございますが、講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用及び熊本ヴォルターズとの連携による広報啓発活動に取り組んでおります。

3の人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が実施する講演会、研修会などの人権啓発活動に対して支援するものです。

4の地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館が実施する相談事業等に対して 支援するものです。

その他、5は、行政や関係団体等との連携、6は、研修会の開催等を通しての人材育成、さらに、7の事業により、人権全般に関する県民からの相談対応及び隣保館の調査研究活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、商工観光労働部長 から総括説明を行い、続いて担当課長から説 明をお願いします。

初めに、磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 商工観光労働部の 主要事業等の説明に先立ちまして、震災後の 状況について御説明いたします。

震災後、当部では、傷ついた県経済・産業の復旧、復興に向け、委員の皆様やチーム熊本の取り組みにより制度化されましたグループ補助金を初めとした支援施策に、スピード感を持って取り組んでまいりました。

グループ補助金については、昨年度までに 4,702件、1,305億円を交付決定し、被災企業 にとって復旧、復興への大きな原動力となっ ており、全国的な人手不足が復興への懸念材 料ではあるものの、震災後落ち込んだ県経済 は回復基調にあります。

一方、観光面では、国内観光客について、 震災前の水準まで戻っておらず、特に阿蘇地 域は回復がおくれている状況でございます。

今後とも、回復基調にある県内経済の足取りを確かなものとしていくため、被災企業の経営再建支援等について、総力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、平成30年度の当部の組織機構及 び主要事業、新規事業について御説明いたし ます。

まず、組織機構につきましては、資料、平成30年度組織機構図及び役付職員名簿の10ページをお開きください。

当部は、商工労働局、新産業振興局、観光 経済交流局の3局体制のもと、本庁8課、出 先機関5機関で構成し、職員数は、本庁190 名、出先機関99名の合計289名となっており ます。

主な組織改正としましては、昨年度まで当 部に属していた国際スポーツ大会推進局が独 立した部となり、4局体制から3局体制とな っております。

なお、11ページから17ページまでは、当部 の役付職員名簿及び事務分掌となっておりま す。

次に、主要事業及び新規事業につきましては、資料、平成30年度主要事業及び新規事業の34ページをお開きください。もう1冊のほうの冊子になります。

平成30年度当初予算につきましては、一般会計で662億4,900万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で13億9,500万円余、総額で676億4,500万円余となっております。

その主な内容でございますが、復旧・復興 4カ年戦略のうち4つの施策を中心に、当部 の主な取り組みについて御説明いたします。

まず、県経済を支える企業の再生、発展の ため、引き続きグループ補助金の適切かつ円 滑な執行に努めるとともに、被災した中小・ 小規模企業のニーズに対応した資金繰り支援 や経営支援にしっかりと取り組んでまいりま す。

また、県内産業の発展に向けて、IoT等の最新の情報技術も活用した地域への波及効果の高い事業に対し、地域未来投資促進法を最大限に活用してまいります。

さらに、企業の生産性向上を高める投資に 補助することで、より付加価値の高い仕事へ の転換を促進してまいります。

企業誘致については、県南地域等で立地の可能性が高いオフィス系企業を重点ターゲットとして誘致を進めるとともに、工業団地を整備する市町村への支援に取り組みます。

2点目に、地域資源を生かす観光産業の革新、成長のため、熊本城や阿蘇における観光の復活、県内各地の観光資源の発掘、磨き上げなど、2019年の国際スポーツ大会やJRと協力して実施する熊本デスティネーションキャンペーン、NHK大河ドラマなどを見据えた、国内外からの誘客に取り組みます。

3点目に、地域を支え、次代を担う人材確保、育成のため、新規学卒者の県外流出防止、女性、高齢者、外国人の活用を図るほか、UIJターン希望者の掘り起こしやブライト企業の認定拡大を図ってまいります。

最後に、空港、港の機能向上によるアジアに開くゲートウエー化のため、船社や旅行会社とともに、県内の魅力ある観光資源を生かした地元消費型の寄港地ツアーを造成し、中国で販売していくことで、その効果を拡大してまいります。

なお、主要事業、新規事業の詳細につきま しては、担当課長から説明いたしますので、 御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明 をお願いします。

○中川総括審議員 商工政策課でございま す。

引き続き、主要事業、新規事業資料の35ページをお願いいたします。

1、新規学卒者の県内就職率アップ推進事業でございますが、新規学卒者の県内就職促進のため、県内企業の魅力や熊本の暮らしやすさ等に関する情報発信を行うという事業でございます。

2、BCP策定等支援事業でございますが、県内の中小企業が、災害等に際し、早期の事業再開ができるようにするための事業継続計画、いわゆるBCPの策定を促進するという事業でございます。

3、地域活性化雇用創造プロジェクト事業 でございますが、地域の雇用の安定化を図る ため、県内事業者向けの人材育成及び事業者 と求職者のマッチング支援を行うという事業 でございます。

商工政策課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。 ○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課で ございます。

引き続き、資料の36ページをお願いいたします。

1の商工会・商工会議所・商工会連合会補助は、商工会、商工会議所等に対しまして、経営指導員等の人件費や事業費などの補助を行うものでございます。

2の組織化指導費補助は、中小企業団体中 央会に対しまして、指導員等の人件費や事業 費などの補助を行うものでございます。

3の小規模企業サポート力強化事業は、商工団体の機能強化を目的としたもので、県北と県南地域の2カ所に経営支援サポートオフィスを設置し、商工団体の経営指導員に対するOJT、いわゆる実践研修ですが、この実施や専門性の高い案件における個別指導のサポートなどを行うものでございます。

37ページをお願いいたします。

4の商店街にぎわい創出事業は、商店街の 持続的なにぎわいが図られるよう、個店の魅力づくりによる繁盛店づくりへの支援や商店 街活性化に向けた商店主活動への支援、また (3)にありますような、にぎわいづくりのための各種補助事業を実施するものでございます。

5の小規模企業等生産性向上推進事業は、 商品やサービスの付加価値の創出、作業の効率化など、生産性向上につながる業種別のセミナーの開催、事例収集を行うものでございます。

おめくりいただいて、38ページをお願いい たします。

6の事業承継加速化推進事業は、中小企業 等における円滑な事業承継を推進するため、 事業承継診断の実施を通しての啓発、専門機 関等と連携した支援体制の構築、支援機関担 当者向けの研修会等を行うものでございま す。

7の中小企業金融総合支援事業は、中小企

業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資 の運用を図るものでございます。

今年度も引き続き、熊本地震からの復旧、復興を支えるために、2、事業概要(1)に掲げます②金融円滑化特別資金など9つの資金に、新規融資枠470億円、うち地震分200億円を確保するとともに、必要な保証料補助を行うこととしております。

39ページをお願いいたします。

8の中小企業等復旧・復興支援事業は、グループ補助金に係るものでございまして、受付センターの設置や被災事業者の課題に応じた専門家派遣、遠隔地の工事業者への発注に伴う掛かり増し経費の支援等を行うものでございます。

下段に、参考として交付決定の状況を記載 しておりますが、昨年度末までに4,702件、 1,305億円の交付決定を行っております。

なお、昨年度の2月補正予算におきまして、インフラ復旧のおくれや工事業者不足などにより、これまで申請ができなかった事業者に対する補助金として70億円を計上させていただいております。現在、グループ認定及び補助金申請の受け付けを行っているところでございます。

商工振興金融課は以上でございます。よろ しくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課で ございます。

40ページをお願いいたします。

まず、1、県外(大都市圏)からの人材確保についてです。

企業の人材不足への対応などのため、UI Jターン希望者の窓口として、平成29年1月 から、熊本県UIJターン就職支援センター を東京と熊本に設置しております。

#### 2、事業概要です。

センターは、東京に1名、熊本に2名のア ドバイザーを配置しております。就職イベン トへの参加などにより、希望者の掘り起こしを行い、Uターンの希望者を登録することで、各種情報提供などを行っております。

また、今年度の新たな取り組みとして、 (2)人材確保強化事業として、大阪、福岡に おいて、就職フェアへの出展や本県への就職 希望者に対するイベントの開催など、各種事 業を行うこととしております。

41ページをお願いします。

2、ジョブカフェ等による地域での就労支援です。

地元就職を希望する若者などに対し、質の 高い、きめ細やかな就職支援を、各地域にお いて実施しております。

#### 2、事業概要です。

まず、(1)ジョブカフェくまもとの設置です。

水前寺駅ビル2階に設置しておりまして、 ハローワークなどと連携し、就職相談など、 若者の就職支援をワンストップで行っており ます。また、これを地域に展開するため、 (2)では、地域振興局ごとにジョブカフェ・ ブランチを設置し、求職者の就職支援を実施 しております。さらに、広域本部単位でしご と開拓員を配置し、地域の企業情報などの収 集を行っております。

次に、(3)くまジョブについてです。

水道町交差点近くのビルに、しごと相談・ 支援センター、通称くまジョブを設置してお ります。熊本労働局が実施している職業紹介 と県が実施している労働相談、キャリアカウ ンセリング、生活相談などの労働雇用関連サ ービスを一体的に実施することで、女性を中 心とした就労支援などをワンストップで実施 しております。

(4)障害者への就労支援としまして、国と連携し、障害者就業・生活支援センターを県内6カ所に設置しております。障害者の就業支援、職業訓練のあっせんなどと、これに伴う生活面の支援を、国と県が同センターに委

託して実施しております。

42ページをお願いいたします。

(5) 若年無業者、ニートへの就労支援としまして、熊本労働局が、県内3カ所に地域若者サポートステーション、通称サポステを設置し相談などを行っており、県は、臨床心理士による心理カウンセリングなどを委託して、国と連携してニートへの就労支援を実施しております。

次に、3、熊本県職業能力開発校拠点化調 香事業です。

熊本市南区幸田にある熊本県立高等技術専門校と菊陽町にある熊本県立技術短期大学校について、両校の連携強化や取り組みの充実などを図るため、高等技術専門校を技術短期大学校の隣接地へ移転することについて、検討を進めているものでございます。

あわせて、在職者の訓練の充実のための施設を新たに整備することにより、当該一角を本県の職業能力開発施設、そして産業人材育成の拠点として整備を検討しているものです。

関係機関との協議や基本構想の策定を行い、拠点化に向けた検討を進めております。

次に、4、熊本県ブライト企業推進事業で す。

本県では、従業員が生き生きと輝き、安心 して働き続けられる企業をブライト企業とし て認定することにより、労働環境や従業員の 処遇の向上を図り、企業の魅力づくりを促進 する取り組みを行っております。

#### 2、事業概要です。

具体的には、平成29年度までに194事業所を認定しており、これら認定企業の普及を図るため、(1)の事業において、学生、保護者向けガイドブックなどの作成やブライト企業を集めた合同PRイベント、(2)において、ブライト企業の少ない地域における企業向けセミナーの開催などを行っております。また、(3)の魅力アップ事業として、認定企業

のうち、特に魅力的な取り組みを実施してい る企業の表彰も行う予定でございます。

43ページの中段をお願いします。

5、働き方改革の推進と女性、高齢者、障 がい者、外国人等の活躍促進・就職支援につ いてでございます。

#### 2、事業概要でございます。

まず、(1)働き方改革の推進として、事業 主向けのセミナーの開催や働き方改革に積極 的な企業へのアドバイザーの派遣などによ り、企業への啓発を進めてまいります。次 に、(2)女性への支援としまして、県内企業 の人事・労務担当者などを対象に、男女雇用 機会均等法や育児・介護休業法の周知徹底な どを目的とした説明会の開催や、ワーク・ラ イフ・バランスの普及啓発の取り組みを実施 します。次に、(3)高齢者の支援としまし て、熊本県シルバー人材センター連合会の運 営や派遣事業を支援するとともに、九州・山 口70歳現役社会推進協議会において、各県が 連携し、啓発活動などの取り組みを推進して おります。次に、(4)障がい者への支援とし まして、障害者就労・生活支援センターにお ける就労支援や高等技術専門校における職業 訓練事業の実施などを通し、障害者の自立し た生活の実現を図っております。

44ページをお願いいたします。

最後に、(5)外国人材への支援としまして、外国人材の受け入れに関する各種相談窓口を設置するとともに、講習会の実施や高度な専門技術を有する外国人材とのマッチングなどを行うことにより、外国人材の活用を推進しております。

労働雇用創生課は以上でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございま す。

45ページをお願いいたします。

1番の事業革新支援センター事業は、くま

もと産業支援財団が、新分野への進出、生産 管理技術の向上、販路開拓等の事業革新への 意欲を持つ企業に対して行う事業の経費の一 部を補助すること等により、ビジョンに掲げ る選ばれる熊本の実現を図るものでございま す。

2番のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、県内に拠点を設置し、プロフェッショナル人材マネージャーを配置することで、県内企業が攻めの経営や経営改善への意欲を喚起し、必要な県内外の優秀な人材の獲得を支援するものでございます。

46ページをお願いいたします。

3番の地場企業立地促進費補助は、企業の 県内における生産拠点拡大を促進するため、 地場企業による工場等の新増設に助成措置を 講じ、県経済の活性化及び雇用の確保を図る ものでございます。

本年度は、県内の人手不足等に対応するため、新規常用雇用者数の要件を緩和し、労働 生産性の向上を要件化する変更を予定しております。

47ページをお願いいたします。

4番のリーディング企業創出事業は、成長 可能性の高い県内中小企業を、県や産業支援 機関、大学等が総合的かつ継続的に支援する ことにより、地域において高い付加価値を生 み出すリーディング企業の創出を加速化し、 地域経済に好影響を及ぼす中核となる企業の 創出に向けた取り組みを支援するものでござ います。

48ページをお願いいたします。

5番の有機エレクトロニクス産業創出連携 促進事業は、コーディネーターを配置し、地 域企業と県内外の大学、企業、産業技術セン ター等とのマッチングを行い、国の事業等を 活用してこれまでに創出された研究・実用化 シーズの事業化に向けた課題を解決するとと もに、産学官のネットワークを活用した新た な技術、商品開発に取り組み、有機エレクト ロニクス分野の事業化を強力に推進するもの でございます。

6番の地域未来投資促進事業は、地域の事業者等への高い経済的波及効果と新たな雇用 創出が期待できる地域経済牽引事業を行う地域の中核企業の取り組みを重点的に支援する ものでございます。自然共生型産業や I o T、A I 関連産業における高い経済的波及効 果が期待できる地域の中核企業が実施する設 備投資等を支援いたします。

49ページをお願いいたします。

7番目の異分野技術の融合によるニッチトップ創出支援事業は、今後成長が見込まれる自然共生、農商工連携、医工連携分野等において、産業技術センターが主体となって県内中小企業等と連携し、異なる分野の技術を融合し、新たなニッチトップにつながる技術を開発するものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策 課でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

1の新エネルギー等導入推進事業は、新エネルギーの導入推進のため、事業者と地元市町村、関係者等との調整及び新エネ導入に必要な許認可手続について、事業者への支援を行うものでございます。

2のくまもと県民発電所推進事業は、くまもと県民発電所の普及促進を図るとともに、 県が認証した県民発電所の立地市町村等が発 電事業者と共同で行う地域振興事業に対する 助成と、民間事業者が行う新たな県民発電所 実施に向けた事業可能性調査に対する助成を 行うものでございます。

51ページをお願いいたします。

3の熊本県総合エネルギー計画推進事業で ございます。

県総合エネルギー計画の進捗状況の把握や 計画改定のための基礎調査を行うものでござ います。また、省エネに関しまして、中小企業の省エネ設備導入等に関する情報提供や相談対応、及び工務店などへのZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及を図るものでございます。

4の採石指導取締・採石業等育成増進事業は、県内全ての採石場への立入検査・指導を 実施し、指導監督を徹底するとともに、砕石 業者の研修会の開催等を行うものでございま す。

5の阿蘇採石場防災対策事業でございます。

平成28年末に終掘した阿蘇採石場の防災対 策工事のための測量、設計と、採石場からの 排水路の整備を行うものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。よ ろしくお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございま す。

資料の52ページをお願いいたします。 まず、1、企業誘致事業でございます。

企業誘致及び既立地企業のフォローアップ のための経費でございます。今年度は、新規 事業といたしまして、物流企業立地動向調査 事業を計画しております。これは、九州管内 の大手スーパー、ドラッグストア等にニーズ 調査等を行い、主に県南地域への物流企業の 立地可能性について調査を実施する予定でご ざいます。

次に、2、戦略的企業誘致推進事業でござ います。

熊本地震からの復旧・復興状況やアジアに 近い地理的優位性、半導体や自動車関連産業 の集積、優秀な人材といった、本県のすぐれ た立地環境を対外的にアピールしていく事業 です。

知事のトップセールスや県外広報などを通 じ、積極的な企業誘致を行うとともに、研究 開発部門の誘致や本社機能移転にも取り組ん でまいります。特に今年度は、(6)にありますとおり、企業の人材確保を支援するため、教育庁と連携して、新たに高校でのキャリア教育の場を活用した県内誘致企業の情報発信にも積極的にも取り組みます。

53ページをお願いいたします。

3、企業立地促進費補助でございます。

誘致企業が事業所等の新設または増設を行った際に、設備投資や雇用実績に応じて補助 金を交付するものでございます。

昨年度の立地件数は、過去最高の46件を記録しており、今年度も、創造的復旧・復興に資するため、半導体や自動車関連産業の集積促進と誘致効果の全県への波及を念頭に置いた企業誘致に、地元市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

54ページをお願いいたします。

4、企業立地促進資金融資事業でございます。

企業立地の促進を図るために、長期かつ低 利の資金を融資する制度でございます。

その下の5、産業支援サービス業等集積促 進事業をごらんください。

コールセンターやIT企業を初めとする産業支援サービス業等に対する補助金と誘致に要する経費でございます。今年度は、県南地域等に立地する企業を対象に、補助金の要件緩和と補助率のアップを行います。

その具体的な内容は、55ページに記載しているとおりでありまして、要件緩和として、立地協定から1年以内を3年以内に延ばすものでございます。また、補助率アップとして、投資額掛ける10%を、投資額の3分の2、県3分の1、市町村3分の1に拡充するとともに、雇用者数掛ける10万円を20万円に引き上げております。

ページを開いていただき56ページをお願い いたします。

6、市町村施設整備促進事業でございま す。今年度の新規事業となります。 県南地域等へのサテライトオフィス誘致を 進めるため、市町村が実施するオフィス等の 受け皿整備に対しまして、整備費の一部を補 助する制度です。

また、工業団地整備について、全地域を対象に、市町村の負担を軽減する補助制度を新たに創設し、団地整備に向けた取り組みを後押ししてまいります。

7、戦略的ポートセールス推進事業です。 熊本港及び八代港の利活用を推進するため、荷主企業への働きかけや国際コンテナ航路の誘致に要する経費でございます。

最後に、8、国際コンテナ利用拡大助成事業でございます。

熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

企業立地課は以上でございます。よろしく 御審議をお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございま す。

説明資料の57ページをお願いいたします。 まず、項目1の「がんばろう!熊本」観光 復興事業でございます。

これは、昨年度策定いたしましたようこそくまもと観光立県推進計画に基づきまして、事業概要欄にあります、例えば(2)交通事業者や旅行会社と連携した誘客の取り組み、(4)新たな観光ルートの設定、また、(5)震災を機に、新しい切り口から教育旅行の再構築などを展開するものでございます。

次に、項目2の熊本の「食」を活用した誘 客促進事業でございます。

これは、平成28年度、観光復興会議を開催いたしまして、それの御意見を参考に、昨年度、くまもとグルメツーリズムプロジェクトを立ち上げております。

事業概要欄の①、まず、専用のホームページを開設しております。

おめくりいただきまして58ページをお願い いたします。

それから、②旅のごちそうメニューの活用でございます。これは、一流シェフによる地域の食材を使ったメニュー開発と地元の店舗によります提供でございます。それから、③くまもとグルメタクシーの運行、これらに取り組んでまいりました。

今年度は、これらの取り組みの結果を踏ま えまして、より効果的な施策を推進すること で、熊本の食の魅力を国内外に発信するもの でございます。

次の項目3、熊本地震復興観光拠点整備等 推進事業でございます。

これは、国際スポーツ大会やNHK大河ドラマ「いだてん」の放送等がございます2019年を観光復興元年と位置づけまして、JRグループと連携した国内最大級の観光キャンペーンであります熊本デスティネーションキャンペーンを推進するとともに、震災で大きく傷んだ熊本城と阿蘇地域の観光の建て直しなどに取り組むものでございます。

59ページをお願いいたします。

項目4のMICE等誘致促進事業でございます。

これは、熊本の認知度向上と観光客の増加 に向けて、大規模スポーツイベントや大型の コンサート、本県を舞台にしました映画の制 作やロケなどを誘致するため、また、復興関 連分を新たに含めまして、イベント開催等に 要する費用の一部助成を行うものでございま す。

次に、5、新規事業、観光産業復興による 雇用創出事業でございます。

これは、働き方改革や宿泊業等の人手不足対策としまして、事業概要①にございます経営基盤の強化に向けました経営者向けのセミナーですとか、あるいは②の雇用マッチングイベント等を開催し、雇用の創出に取り組むものでございます。

次に、項目6、県産品販路拡大事業でございます。

これは、本県の豊かな農林水産物などの地域資源を活用しました、付加価値の高い商品開発を促進し、県産品の販路拡大及びブランドカの向上等を図るものでございます。

おめくりいただいて60ページをお願いいた します。

2の事業概要にございますとおり、具体的には、例えば大都市圏での商談会や物産展の 実施、また、新商品の開発や販路開拓に要す る費用の一部助成を行うものでございます。

次に、7、新規事業でございますが、伝統 工芸情報発信事業でございます。

これは、伝統工芸のたくみのわざを郷土の 宝として広く発信し、伝統工芸産業の認知度 向上とその振興、また、伝統工芸の観光資源 的な活用を図っていくものでございます。具 体的には、肥後象眼などの工芸品の制作過程 や作品を映像として残し、広く発信するとと もに、誘客にもつなげてまいりたいと考えて おります。

次に、項目8の――これも新規事業でございます。県産品販路拡大による雇用創出事業でございます。

これは、県内の食品関連事業者等に対して、商品の販路拡大や付加価値向上等の支援 を通じて雇用の創出を図っていくものでございます。

61ページをお願いいたします。

2の事業概要にありますとおり、具体的には、専門家をアドバイザーとして派遣しますとともに、その企業の中核を担う人材を対象に、商談スキルの向上やインバウンド対策などをテーマにしたセミナーを開催して、事業の拡大と雇用の創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

観光物産課は以上でございます。よろしく お願いいたします。 ○波村国際課長 国際課でございます。

62ページをお願いいたします。

項目1の『KUMAMOTOブランド』の 世界展開でございますが、説明欄の2(1)海 外販売商品ブラッシュアップ事業では、くま モンを効果的に活用し、現地企業と観光物産 プロモーションを実施するなど、アジアとの 経済交流を促進してまいります。また、(2) 海外展開推進体制整備事業では、専門性を有 する海外コーディネーターを配置し、県内企 業の海外展開を支援してまいります。

63ページをお願いいたします。

項目2の国際交流等の推進でございます。 説明欄の2(2)新規事業、忠清南道姉妹友 好提携35周年記念事業として、友好訪問団の 派遣や青少年スポーツ交流などの記念事業を 実施いたします。また、(3)新規事業、在外 県人会周年記念式典参加事業では、ブラジル 県人会60周年、ペルー移民115周年の式典に 出席し、県人会とのさらなる関係強化を図っ てまいります。

64ページをお願いいたします。

項目3の多文化共生の地域づくりでございますが、説明欄の2(1) JETプログラム推進事業において、外国語教育の充実のため、外国青年の受け入れにより地域の国際化を推進する環境づくりを行ってまいります。

次に、項目4の北朝鮮拉致問題啓発事業で ございますが、国際的な人権侵害問題である 拉致問題の解決に向けて、講演会開催など啓 発活動を実施するものでございます。

項目5の海外からの誘客の促進でございますが、2020年までの国際スポーツイヤーを見据え、アジア、さらには欧米、豪州からの誘客対策を行うものでございます。

具体的には、2(1)インバウンド誘致推進 事業として、旅行博への出展や現地旅行社等 と連携した情報発信、個人旅行客向けの商品 造成を支援してまいります。

65ページをお願いいたします。

(2) 新規事業、国際スポーツ大会対策事業では、現地メディアの招聘や航空会社との連携プロモーション等により、国際スポーツ大会を契機とした欧米、豪州からの観光客誘致に取り組んでまいります。また、(4) 新規事業、多言語コールセンター運営事業では、県内の観光施設等のスタッフと外国人観光客とのコミュニケーションを電話でサポートする多言語コールセンターを設置し、外国人観光客の受け入れ環境を整備してまいります。

最後に、項目6の外国クルーズ船の誘致促進でございますが、クルーズ船を安全、円滑に受け入れるとともに、クルーズ客の満足度を高めることで、将来の継続的かつ拡大的なクルーズ船の寄港につなげるものでございます。

具体的には、2(2)新規事業、クルーズ船 寄港による経済効果促進事業として、地元消 費型ツアーの販売促進を図ることで、地元へ の経済波及効果を高めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、国際スポーツ大会 推進部長から総括説明を行い、続いて担当課 長から説明をお願いします。

初めに、小原国際スポーツ大会推進部長。

○小原国際スポーツ大会推進部長 国際スポーツ大会推進部の主要事業等の説明に先立ちまして、最近の準備の状況について御説明申し上げます。

2019年女子ハンドボール世界選手権大会に つきましては、八代市総合体育館を初め、山 鹿市総合体育館と熊本市内の3会場の計5会 場で実施する方向となりました。

また、昨日、日本ハンドボール協会から、 本大会のアジア予選を兼ねる女子アジア選手 権大会が、ことし12月1日から8日にかけ て、八代市、山鹿市と熊本県立総合体育館の 3会場で開催されることが発表されました。 さらに、ラグビーワールドカップ2019において、熊本で試合を行うフランス、トンガ、ウェールズ、ウルグアイ、4カ国の熊本市におけるキャンプが内定をいたしました。

これらの成果は、関係競技団体を初め、県 議会等の御支援により得られることができま した。感謝を申し上げます。

それでは、組織機構につきまして御説明申 し上げます。

お手元の資料、平成30年度組織機構図及び役付職員名簿の18ページをごらんください。

当部は、1部1課で構成し、職員数は33名となっております。

平成28年度に商工観光労働部内に国際スポーツ大会推進局が設置され、2019年の女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップの開催準備、また、オリンピックのキャンプ地誘致などを進めてまいりました。これらの国際スポーツ大会開催が近まり、準備も本格化することから、この4月から、国際スポーツ大会推進部が新たに設置され、組織の強化が図られております。

また、平成28年4月には、県、熊本市などの共同事務局として、熊本国際スポーツ大会推進事務局が設置されております。今年度、熊本市の職員も増員していただくことで、この4月からは体制が強化されており、その組織機構は、同じく資料18ページの枠内に記載のとおりとなっております。

なお、19ページは、当部の役付職員名簿及 び事務分掌となっております。

次に、平成30年度主要事業及び新規事業につきましては、お手元の資料、平成30年度主要事業及び新規事業の66ページをごらんください。

平成30年度当初予算につきましては、一般 会計として総額10億6,174万円余となってお ります。

主な事業の内容としましては、2019年の女

子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップの開催準備、翌2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプ地誘致や聖火リレーの準備、これらの国際スポーツ大会の開催を通じたレガシーの創出などです。

創造的復興に向けた重点10項目に位置づけられた国際スポーツ大会の成功に向け、議会の応援もいただきながら、オール熊本の体制で盛り上げを図っていくことができるよう、庁内関係部局を初め、関係機関や団体とも緊密に連携しながら、着実に準備を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長から 説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明 をお願いします。

○寺野政策審議監 国際スポーツ大会推進課 でございます。

主要事業、新規事業資料の66ページをお願いいたします。

まず、1の2019女子ハンドボール世界選手 権大会推進事業でございます。事業概要をご らんください。

今年度は、大会会場となりますパークドーム熊本の整備、大会に向けた国際ハンドボール連盟との調整、プレ大会の開催、プロモーション活動やボランティアの募集などを行うこととしております。

プレ大会としまして、8月には国際親善試合の開催を予定しておりまして、さらに、12月にはアジア選手権大会が開催されます。これらにつきましては、2019年の大会本番の盛り上がりにつなげるため、精いっぱい、誘客等に取り組んでまいります。

次に、2のラグビーワールドカップ2019推 進事業でございます。 こちらも、2019年の大会開催に向けまして、大会会場となります熊本県民総合運動公園陸上競技場の座席や音響設備の改修などを行います。また、プロモーション活動やボランティアの募集なども行うこととしております。

なお、4月28日には、えがお健康スタジアムでラグビーワールドカップ500日前ステージイベントを開催いたします。あわせまして、ニュージーランド学生選抜対九州選抜の試合が開催されます。この試合の集客等につきましては、県議会の御協力をいただいておりまして、御礼を申し上げます。

こういった試合などの機会を捉えまして、 ワールドカップ本番の機運醸成につなげてい きたいと考えております。

67ページをお願いします。

3のオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業では、東京オリンピック・パラリンピックなどの事前キャンプ地誘致に向けた活動を行うとともに、キャンプ地誘致に取り組む市町村に対する支援を行います。また、東京オリンピック聖火リレーの準備などにも取り組んでまいります。なお、本県における聖火リレーの日数は2日となっております。

最後に、4の国際スポーツ推進事業では、 国際スポーツ大会の開催に向けた機運の醸成 やインバウンド観光の推進など、地域の活性 化につなげていくレガシー創出のための活動 などを行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、企業局長から総括 説明を行い、続いて担当課長から説明をお願 いします。

初めに、原企業局長。

○原企業局長 企業局が所管しております事

業の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、組織機構図の20ページをごらんください。

本庁は、総務経営課と工務課の2課、出先は、発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所2カ所の体制で、職員数は、本庁37名、出先機関24名、合計61名の体制となっております。

21ページ、22ページは、役付職員名簿、事務分掌となっております。

それでは、現在企業局で経営しております 3事業について、現状を御説明いたします。

各事業の経営に当たりましては、平成27年度から31年度までの5カ年間を計画期間とします第4期の経営基本計画を策定し、各事業の経営基盤強化に取り組んでおります。

まず、電気事業についてですが、全国初の本格的なコンクリートダム撤去事業として、平成24年度から撤去工事を開始しました荒瀬ダムにつきましては、計画どおりに29年度中に撤去を完了し、先月、現地で記念式典を行ったところです。

改めまして、県議会の御支援や地元及び工 事関係者の方々の御協力に対しまして、感謝 を申し上げます。

市房と緑川の主力4発電所の発電設備につきましては、引き続き、計画的なリニューアル工事を行い、事業運営の安定化を図ることとしております。

また、29年度末をもって廃止を決定しました阿蘇車帰の風力発電所2号機につきましては、今年度中の撤去を予定しているところです。

次に、工業用水道事業につきましては、地元関係市町や庁内関係部門と連携しながら、企業誘致による水需要の開拓や計画的な設備更新等に、引き続き取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、 平成28年度から指定管理者制度へ移行し、利 用者サービスが向上したことなどから、駐車 台数は順調に推移しております。引き続き、 指定管理者と連携して、安定経営を図ってま いります。

事業の詳細につきましては、この後担当課 長から説明いたしますので、よろしくお願い いたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明 をお願いします。

68ページをお願いいたします。

企業局の3事業の今年度当初予算の総括表 でございます。事業ごとに、収益的収支と資 本的収支に分けて記載をしております。

電気、工業用水道及び有料駐車場3事業の 収益的収支の支出と資本的収支の支出を合わ せました総額は、対前年比10億7,800万円余 増の78億5,800万円余でございます。

69ページをお願いいたします。

経営基本計画の推進についてです。

企業局の経営の基本方針等を定める経営基本計画につきましては、平成31年度までの第4期基本計画を策定しており、経営基盤の強化やアセットマネジメントの推進、県民、地域との連携、協調を基本方針として、計画的に各事業に取り組んでおります。

次の70ページから71ページをお願いいたします。

電気事業でございます。

1の施設等の状況に記載しておりますとおり、7つの水力発電所と阿蘇市車帰の風力発電所で発電を行っております。

次に、2の経営状況でございます。

平成32年度までは、主要4発電所のリニューアル事業に伴う運転停止による収入減等により赤字が見込まれますが、収入減に対応するための内部留保金については、当面の運営

に十分な額を有しております。

緑川第三及び菊鹿水力発電所、阿蘇車帰風力発電所につきましては、固定価格買い取り制度による売電を行っております。残りの水力発電については、2年ごとに売電単価の改定を行っており、平成30、31年度は、1.1円プラスの1キロワットアワー9.67円となりました。

阿蘇車帰風力発電所では、熊本地震後の運転再開において、異常音が確認された2号機につきまして、修繕に多額の費用を要することが判明したため、先月末に廃止いたしました

荒瀬ダムの撤去につきましては、全国初の 取り組みとして、24年度から29年度の6年間 でダム本体撤去工事を行い、先月末に工事を 完了いたしました。撤去費用につきまして は、国の支援等により必要な財源を確保でき ました。

今年度は、引き続き環境モニタリング調査 を行い、フォローアップ専門委員会において 検証を進めてまいります。

次の72から73ページ、3、主要発電所の発電設備更新及びFIT適用につきましては、 後ほど工務課長より説明させていただきます。

次に、74ページをお願いいたします。 工業用水道事業でございます。

1の施設等の状況に記載のとおり、有明、 八代、苓北、3つの工業用水道事業を経営しております。

次に、2の経営状況でございます。

有明工業用水道事業につきましては、多量 の未利用水を抱えていることに加え、竜門ダ ム関係の経費の負担が大きく、厳しい経営状 況が続いております。

このため、未利用水対策といたしまして上 水道へ一部転用を行いましたが、引き続き、 地元市町等と連携して、企業誘致活動や需要 拡大に取り組んでおります。この結果、この 4年間で、3件、日量880立米の新規及び増 量契約を締結しております。

八代工業用水道事業につきましては、未利 用水の上水道への一部転用等により収支は改 善いたしました。ただし、多量の未利用水を 抱えていること等によりまして、引き続き、 新規受水企業の掘り起こしに努めておりま す。

この2年間で、3件、373立米の新規及び 増量契約を締結しており、今年度は、新たに 鶏肉処理加工施設に給水を開始する予定で す。

主に九州電力苓北火力発電所に供給しております苓北工業用水道事業につきましては、 平成25年度末には建設時の企業債償還も完了 し、経営は安定しております。

3の主な工事等でございますが、工業用水 道とともに、設備更新工事に取り組むことと しております。

最後に、75ページをお願いいたします。

有料駐車場につきましては、熊本市中央区 安政町と新屋敷で経営しております。

平成28年度から指定管理者に運営を委託して、利用者サービスのさらなる向上を図っており、昨年度は、年間20万台を超える利用がございました。なお、県は、指定管理者から納付金を収受することとなっております。

現在、熊本地震による被害箇所の復旧工事 に取り組んでおるところでございます。

総務経営課は以上でございます。

○伊藤工務課長 工務課でございます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応として、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度、FIT適用による収益の安定化と設備更新による電力の安定供給により、経営基盤の強化を図りたいと考えております。対象発電所は、市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の4カ所であります。

水車発電機等の主要な設備を、運用開始後 初めての全面工事にすることで、発電電力量 は年間480万キロワットアワーの増加を見込 んでおります。

総事業費は約102億円を見込んでおり、そのうち今年度につきましては、19億6,400万円余を計上しております。同時期に行います屋外変電設備取りかえなどの9億1,700万円余を合わせますと、今年度の予算額は28億8,100万円余となります。

73ページをお願いいたします。

全体工期は、平成26年度から33年度までの 8年間で、現地工事につきましては、市房 は、平成30年度及び31年度、緑川は、31年度 から33年度までを予定しております。

最後に、FIT適用による売電価格と資金 収支見込みでございます。

リニューアル工事完了後の年間収入は30億 円程度となる見込みであり、維持管理運営費 や企業債の償還金に充当した上で、将来の設 備更新等に備えるための資金とする予定でご ざいます。

説明は以上でございます。よろしくお願い します。

○橋口海平委員長 次に、労働委員会事務局 長から説明をお願いします。

松岡労働委員会事務局長。

○松岡労働委員会事務局長 労働委員会でご ざいます。

初めに、労働委員会の組織機構について御説明を申し上げます。

平成30年度組織機構図及び役付職員名簿の 資料23ページをお願いいたします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された、労使紛争を解決するための行政委員会でございます。

労使間に紛争が生じ、自主的な話し合いで 問題が解決できない場合に、不当労働行為の 救済申し立てに対する審査、労働争議の調整 及び個別労働関係紛争のあっせん等を行って おります。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成をされております。

事務局は、事務局長を含め9名の職員で構成されており、役付職員及び事務分掌は、24ページのとおりとなっております。

続きまして、平成30年度当初予算、主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。

平成30年度主要事業及び新規事業資料の76 ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算でございますが、委員会費が、委員報酬2,680万円余、事務局費が、職員給与費6,980万円余及び運営費530万円余で、総額が1億190万円余となっております。

次に、主要事業について御説明をいたしま す。

資料の77ページをお願いいたします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つ でございます。

まず、1、不当労働行為事件の審査です。 これは、使用者が労働組合活動を阻害する などの行為を行った場合に、労働組合または 労働者個人からの救済申し立てを受けて審査 を行い、必要に応じて救済命令あるいは和解 等により解決を図るものでございます。

次に、2、労働争議の調整でございます。

これは、いわゆる集団的労使紛争の調整業務で、労働組合と使用者との間の紛争が、労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、 当事者からの申請に基づいてあっせんなどを行い、解決を図るものでございます。

最後に、3、個別労働関係紛争のあっせん でございます。

労働者個人と使用者との紛争が当事者同士 で解決できない場合に、当事者からの申請に よってあっせんを行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

なお、課長からの説明は省略をさせていた だきます。

○橋口海平委員長 以上で執行部の説明が終 わりました。

この際、50分まで休憩いたします。 午後3時43分休憩

#### 午後3時49分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を 開きます。

それでは、各部局を一括して質疑を受けた いと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、 着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

〇村上寅美委員 23ページの3番、4番、新規とそれから海岸漂流物対策、これをもうちょっと詳しくしてもらいたいと思うのはどういうことかというと、漂流物が流れてきた、所有権があるわけよね、所有権が。それを勝手に処理していいのかというのが1つ。それから、そこに漂流してきたら、邪魔というか、不法だから、そこの漁業者が勝手にとって処分すると後で問題がないか、その辺のところの線引きはどうなのかなというのが1点。

もう一点は、有明工水が、大体今回のあれでは4万立方ぐらい日産で出よるらしいから、2万は有明海に垂れ流しよると、一帯。この前もこれは説明したけど、だから、これは、何だあそこは、前川君ところのあっちの川は……あっちの水が白石堰へ行って、白石

堰から垂れ流しよると。これが2万トンある。そうすると、上水道に利用しよるとが大牟田を中心に2万トンぐらい。だから、トータル4万トンだろう。4万トン弱ぐらいじゃないか、日産、水量は。部長がよそ見よったっちゃでけぬたい、それは。

だけんね、3万8,000トンぐらいだもん。 そのうちで、2万トン近くは大牟田と荒尾の 上水道に利用しよるわけたい。あとの1万 8,000トンぐらいを垂れ流ししよるからね。 垂れ流しという言葉がどうかわらかぬけど。 だから、この一帯は水がなくて、果樹、ミカン山、果樹が欲しくて欲しくてしようがない わけ、水が。だから、車に積んで、これは僕 も、昭和43年ごろと思うけど、車運転して岩 戸観音まで水くみに行って水かけた経験があ るから、この水問題は頭から離れぬのだけ ど。だから、その垂れ流しよる2万トンを、 欲しくて欲しくてしようがないその辺の果樹 農家、これにぜひ対応してもらいたいと。

これは、できないかということをこの前も 俺は言ったと思うけどな。部長、どこかで言 ったろ。言ったと思ったけど。今は垂れ流し だから、だから、いずれ地下水通って有明海 に行くんだけど、だから、欲しくてしようが ないものだから、その水を有効利用できない かと。

だから、縦割り行政で、予算の関係も違うというのもよくわかるけど、知事は1つだから、頭は。だから、プロジェクトチームをつくってやったらどうですかと、農政がヘッドになってという話をしたつもりだけどな。その辺は話は進んでいるか進んでないかを、きょう尋ねたいわけたい。

- ○橋口海平委員長 最初の質問につきまして。
- ○城内循環社会推進課長 循環社会推進課で

ございます。

最初の御質問、23ページの海岸漂着物の対 策事業についてのお尋ねでございます。

こちらの事業は、環境省のほうで出しております補助金を活用するもので、災害等の緊急時の発生ということではなくて、年間で各市町村等が計画して、発生抑制対策ですとか、あと漂着したごみを回収する等で、計画を立てた分に対して国庫補助があるという分についての予算でございます。

○村上寅美委員 俺が聞きよるととは違うもん。そういうことを聞いちゃいないよ、俺は。現にここに漂流物があるんだから、環境省だろうと県だろうと関係ないたい、俺が言っているのは。

○久保環境局長 前任の廃棄物関係の課長で ございますので、ちょっと私のほうから御説 明いたします。

海岸に浮かんでいるものについては、基本的に、所有者が判明しているものもございますけれども、わからないものがかなり多い、そういうことで当初から廃棄物という形で処理を進めているのが通常でございます。

それを、誰がどう処理するかにつきましては、漁業者の方にも御協力いただいて回収していただくという場面もございますけれども、基本的には、廃棄物でございますので、いわゆるそれなりの業者、要するにルートに乗って処理を進めていただくと。

よくございますのが、海岸で燃やすとか、 そういったいわゆる野外焼却等については、 できるだけ規制してやらないようなお願いを しているというようなところでございます。

○村上寅美委員 きょうは、ここに西岡さんがおらぬけどね、彼のほうが俺より勉強しとるけど、船なんかがね、船舶、あれが、今何て言うかな、昔は木材だったけど、そうじゃ

ないでしょうが。なかなか燃えぬてったい、あれが。なかなか燃えぬけど、燃やす設備まであそこにあってだもんね、天草には。天草にはつくってあってったい、漁協か何かが。県がつくったと。県だろう、たしか。つくってあってったい。だけん、そこに持っていって燃やすんだけど、所有者が一一最初尋ねた、所有者がわかっているから、その辺のところは、市町村なら市町村で管理して問題がないんですかというのが1点たいね、俺が言うのは。わかるや。

- ○久保環境局長 廃船の話ですね。
- ○村上寅美委員 うん。

○久保環境局長 所有者がわかっているもの については、所有者に処分をしていただくの が当然でございます。ただ、わからないもの がありますので、そういったものについて は、港湾管理者ですとか海岸管理者ですと か、そこが出てこざるを得ないと。

○村上寅美委員 それはわかっとる。だけん ね、所有者がわかっとるばってん、所有者に 連絡するけんね、する、すると言うてせぬと きはどぎゃんするかいていうごたる話たい。 だけん、市町村の権限で処理していいのか、 それで問題ないかいというのが僕の質問。

- ○久保環境局長 そこは農林水産部の所管に はなってまいりますけれども……
- ○村上寅美委員 そぎゃんとは関係なかた い。

○久保環境局長 市町村とかいわゆるその海 岸の管理者とかが、いわゆるどうしようもな い場合については代執行というような形で、 所有者にかわっての処理になります。手続を するという手はございます。

○村上寅美委員 処理はそれでよかというわけ。所有者がわかっとって何で燃やしたかと、何で俺が船ばというようなことが起きらないのかいというのを尋ねとるわけたい。

だから、所有者がするのが当然と君が言うように、僕もそう思うけど、する、すると言うてせぬとが多かったいね、どっちかというと。金がかかるしね、忙しかけん。金のかかるもんだから。だから、すると言うとったろうがいうようなことで、因縁吹っかけられるようなことがなけりゃもう幸いたいね。だけん、それは市町村が管理して、市町村のほうで持ち主と協議してやるということだろうたいね。答弁ば俺がしよるごたるもん。そういうことだろう。

- ○久保環境局長 当然、所有者には、ちゃんと自分で処理してくださいというのはきちんとお願いして、やってくれということで言うわけですけれども、それでもしないという場合については、もうこうしますよと、でなければ、ただ、費用はあなたに持ってもらいますよというような形で、処理を市町村なりがやっていくという形になっていきます。
- ○村上寅美委員 それはうまくいっている。
- ○久保環境局長 今そこ付近の対策について は、私のほうではちょっと全体の状況は把握 しかねておりますけれども。
- ○村上寅美委員 うまくいけばいいけどね。 所有者がわかっとるもんだからね。所有者が わかっとって、自分でするて言いよって、金 取るよりも、何でいらんこつしたかていうよ うなことの、まあ、これは因縁熊五郎みたい なもんだけど、そういうのがなけりゃ幸いだ と思って言いよるわけたい。

- ○久保環境局長 できるだけそういったトラブルに巻き込まれないように、弁護士さんと 法的なことも整理しながら対応しているという現状にあると思います。
- ○村上寅美委員 もう県から市町村におりる わけたいね、その場合は。
- 久保環境局長 正確には漁港の管理者です とか、そういったところにおりていきます。
- ○橋口海平委員長 次の質問について。
- ○原企業局長 企業局です。

村上委員の御質問につきましては、主要事業の74ページに数字を出しております。

74ページの有明工業用水道、給水能力が1 日当たり3万3,000で、委員御指摘のよう に、実際契約しておりますのは1万4,000と いうことで、差し引きますと2万余っており ます。

この2万分につきましては、白石堰から、 取水せずに、そのまま菊池川に流しておりま す……

- ○村上寅美委員 だから、それは知っている から、僕はね。
- ○原企業局長 この分につきましては、委員からも何回か御指摘、御質問をいただいておりまして、その都度農林水産部と協議をしております、現在も。

ただ、以前申しましたように、やはり工業 用水は、竜門ダムに参加して、水利権も取得 しておりますので、そういう権利関係の問 題、あるいは白石堰から金峰山方面への……

○村上寅美委員 竜門ダムから白石堰に引いて、そして高い水を買っているわけだろう

が、県は。もう竜門ダムは関係ないじゃないか、買った先だから、利用だから。何で竜門 ダムに権利があるのか、それは。だから、垂れ流しよるだろう。

だから、まあ権利があるにしても、垂れ流 しよるから、これは喉から手が出るほどに果 樹農家が欲しいわけだから、垂れ流さぬでそ れを利用できないかというようなプロジェク トを組んだらどうかということは前から言っ てるから、協議ぐらいしたかなと思うとった けど、しとりませんていうごたる答えたい ね、おまえがつは。

○原企業局長 委員から御質問を何回もいた だいておりますので、その都度農林水産部と は意見交換をして、その都度報告もさせてい ただいております。

○村上寅美委員 意見交換までしたって、一歩も進んどらぬじゃないか。だから、中身はどうなったかいというのを聞きよるわけたい。

部長、部長はおらぬ……局長、部長はおっ とだろう。

- ○橋口海平委員長 それは農林水産……
- ○村上寅美委員 農林水産は経済委員会だから、経済が対策するだろう。経済委員会は農水持っとるでしょう。
- ○橋口海平委員長 いいえ。
- ○村上寅美委員 持たぬか。
- ○橋口海平委員長 はい。
- ○村上寅美委員 持たぬなら知らぬでよかっか、そぎゃんとば、全然。

○原企業局長 農林水産部から具体的に農業 用水として欲しいという協議があれば、企業 局としては、その都度協議には応じておりま す。

○村上寅美委員 欲しいて言って、振興局通じて欲しいてあそこから、玉名と、僕が知る限り、玉名と菊池とそれから熊本市と――生産者よ。生産者団体が水が欲しいということで振興局に要請しとるはずよ。調査してごらん。

○原企業局長 改めて、農林水産部と協議して御報告いたします。

○村上寅美委員 調査して。垂れ流しよるんだから、だから、これを何とかこっちに、果樹農家が欲しくて欲しくてしようがないんだから、その辺の対策をとったらどうですかというのが私の質問たいね。もういい、それ以上は言ったってしようがないから。

○橋口海平委員長 次の質問ございません か。

○松田三郎委員 資料で言いますと、40ページと43あたりになろうかと思います。石元課長に、もしくは場合によっては磯田部長にですね。

冒頭部長の総括説明の中で、全国的な人手不足云々ということがございました。実は、私は、昨年度もこの委員会におりまして、たびたびそういう議論が起こりました。もともとは、例えば熊本の場合、大きな地震があって、復旧、復興について、まあ土木、建築関係が人手不足なのかなというぐらいに思っておりました。しかし、よくよく報道等でも、熊本県の場合は、ほかの産業でもかなり人手不足であると。これは別に熊本に限ったことではなくて、全国的に人手不足であるという

ことをよく見聞きするわけでございます。

もちろん、国の、この43ページにもありましたように、働き方改革がいよいよ国会でも本格的に議論をされると。人手不足の中で、これから人口も減ってくるし、今まで以上に若い人であるとか、女性であるとか、高齢者あるいは外国人、こういった方々のやっぱり労働市場での活躍を期待しないと、なかなか難しいだろうという話もあります。ただ、一方では、これからAIとかあるいはICT化が進んで、なかなか人が今までしよったことも、ほとんどとってかわるだろうということも一方で言われております。

そこで、ちょっとお尋ねというのが、この 人手不足というのが、何が原因なんだろうか と。もちろん、抽象的に、一般的に言うなら ば、いわゆる労働市場も需要と供給で、需要 のほうがかなり急速に高まって供給が追いつ かないとか、あるいは就職も、もうちょっと 待てば賃金が上がるだろうと、それを待って いる方がいらっしゃるとか、ミスマッチ含め てですね。それにしても、景気がよくなって きたというのが大きな原因なんだろうとは思 いますが、簡単に――そぎゃん急激にどの産 業も人手不足になるものだろうかというのが あるので、その点をちょっと教えていただき たい。

県として、ここに書いてあるように、いろいろな――これは一部主要事業と新規ですから、ほかにもなさっているんだろうと思っております。熊本県だけでなかなか解決できる問題でもないと思いますし、国の法律や制度あるいは民間の企業とか事業所にやっぱり努力してもらわなければなかなか解決しない部分もあろうかと思いますが、大きく言って、ここに書いていることをやりますということに尽きるかもしれませんが、県としては、やっぱりどういったことをめり張りをつけてやっていくと、短期的あるいは、短期的が難しいなら、中長期的に人手不足というものが解

消に向かう、改善されるのかというのをちょっとヒントでも我々に与えていただければ、ちょっと心の準備なり、施策の方向性もはっきりするのかなと思いますので、ちょっと抽象的な質問で恐縮ですが、教えてください。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課で ございます。

今松田委員のほうからお話があったのは、 全体的に人手不足対策に対して、県としてど のような感じで今後施策を講じていくつもり なのかというようなことだろうというふうに 思います。

熊本復旧・復興4カ年戦略をつくったときに、熊本県の将来人口ビジョンというものが示されていると思います。それによりますと、2060年には、何も施策を講じなかった場合は、本県の人口は117万人になるというふうに推測され、施策を講じた場合でも、144万人の人口ぐらいの減少になるという推測が示されているところでございます。

つまり、これは少子高齢化の急速な進展に伴って、本県はやはり人口が減っていくということが予想されているわけでございまして、それに伴って労働力の人口もおのずと減っていくということになるのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

一方、この人手不足の状況ですけれども、 有効求人倍率というのが、実は、昔は求職者 の就職のしやすさをあらわしていたものが、 今は、この有効求人倍率の高さというのは、 人手不足をあらわすような指標の一つの捉え 方というふうにもとれるわけでございまして、全国平均をずっと上回った状況でございまして、全国平均をずっと上回った状況でございますけれども、この有効求人倍率の高さというのは、本県は、平成29年の2月で1.63でございまして、実はこれは全国18位でございます。それまでは全国平均を下回っていたんですけれども、復興需要等が相まって、これが 全国平均を上回った形になって、一時期は全国7位ぐらいまで行ったんですけれども、現在18位のところにございます。

そういった中で、本県では、この4カ年戦略を受けて、特定の業務の計画として、労働や人材育成の計画として、ひと・しごと輝きプランというものを平成28年の12月に作成しております。

その中で、大きく4つの取り組みの方向性を示しておりまして、1つは、わかりやすく言いますと、若者の県外流出を防ぐという方法、それと大都市圏から人を呼び込むという方法、それと労働力を掘り起こすということですね。女性、高齢者、障害者、また外国人も活用し、労働市場への参入を促すということでございます。そして、4番目に人材を育てるという、この4つの施策に総合的に幅広く取り組むことで、何とかこの人手不足を解消していこうというのが、今度示しているこのプランの中身でございます。

この中で一番重要だと思っているのは、ブライト企業というものに取り組んでおりまして、要は、従業員が安心して生き生きと輝いて仕事をやっている企業をブライト企業という形で認定して、県内就職を促進し、または Uターン者の受け皿としてこのブライト企業を認定することで、啓発を図ることで従業員の確保を図ろうということが、県が一生懸命取り組んでいるところでございます。

つまり、商工観光労働部は、選ばれる熊本という形で、いろんなキーワードで施策を展開しておりますけれども、選ばれる企業と選ばれる仕事というような形で、従業員から見た魅力ある勤務環境を整えて、従業員の方々の魅力ある職場づくりというものを進めることで、できるだけ離職者を減らして、人を確保して新たな就業に結びつけたいというふうに考えておりまして、このブライト企業の認定なんかを一生懸命今後ちょっと取り組んでいこうかなというふうに考えているところで

す。

以上でございます。

○磯田商工観光労働部長 今石元課長のほうで説明させていただいたとおりですけれども、やはり人手不足の原因、大きく2つあると思いまして、大きくは少子高齢化という大きな日本全体の流れ、それからもう1つ、熊本はやっぱり特別だったのは、地震というのがあって、普通、地震があると、企業も傷んで、その分人が外に放出されてというような形になってくるんですけれども、熊本の場合には、やはり先生方の御尽力もあって、非常に対策がちゃんとできたので、企業がほとんど潰れることがなかったということで、失業する方も少なかったわけです。

一方で、復興需要がわっと来たということで、仕事はふえたけど、新しい人の供給が県内になかったということで、ダブルの意味でやはり人手不足がきいているというような状況にあるかと思います。

あと、今対策としては、今石元課長が申し 上げたような形で、本当に特効薬というのは ないんですけれども、地道にきちんと取り組 んでいくことが必要かと思います。

○松田三郎委員 ブライト企業というのは、 もちろん熊本独自の取り組みで、どんどんど んどんふやせばいいというものじゃないとは 思います。基準もあろうかと思いますので、 各業種、例えば、よく報道で見るのが、全然 資金的にも問題なくて順調なのに、募集して もなかなか人が来ないと、だから、しようが なく店舗を減らすとかあるいは事業を縮小せ ざるを得ないという話を聞くと、非常に何か ある意味では経営者もかわいそうだなという 思いもいたします。

じゃあ、給料をどんどん上げれば来るかというと、もちろん安いところより高いところ に行く傾向はあるかと思いますが、なかな か、さっきおっしゃった、もともと地方の場 合は、人口が少ない、減ってきているという ことを考えると、一概に給料、賃金を上げれ ば必ず応募してこられるかということでもな いところにこの難しさもあるのかなと思いま すので、確かにおっしゃったように、特効 薬、即効薬というものはないとも思います し、私が申し上げましたように、国の法律、 制度あるいは民間に頑張ってもらわなきゃな らないという部分で、非常に県として独自に やりたくてもやれる幅が思ったほどないのか なという部分もありますので、さっきおっし やった、ブライト企業をもっともっと育成す ると、息の長いことかもしれませんが、ちょ っとでも効果があるということであれば、全 て実行に移していただきたいと。まあ、エー ルを込めて、質問を終わりたいと思います。 以上です。

○村上寅美委員 ちょっと関連で、松田君が 言うた後のあれだけど、要するに、国の制度 はあっても、使ってないのが多いわけよ。国 の制度はあっても使ってない。国はありま す、いろいろ調べてみたら、制度はね。ある んだから、ただ、それを、県を経由してほと んど市町村が事業主体になるわな。大体、市 町村とか農林漁協とか、そういうところが事 業主体になるから、その場合は、県は経由は するだろうけど、ノータッチみたいになって しまうものだから、その辺ではデータとるに も大変だというような話をちょっとこの前も 課長からも聞いたけどね。

この辺が――東京で五味君に話したったい。やっぱり県がこれ以上強過ぎたらいかぬと、というのはあるらしいぞ。もと何十年か前、県の権限がこれ以上強くなったらいかぬと。だから、これはもう直接そういう形でばらして、国直轄にやったがいいというような、そうしないというようなことで、県と国と対立するようなことになるような権限は持

たせぬがよかというようなことがあったように、これは五味君から聞いたよ。

だから、それは悪い意味じゃなくて、そうだけど、やっぱり県が集約はしないと、国直接って、どんなに生産者が直接って、あるよ、それはね。農林漁業あたりもあるけど、やっぱり県を経由して、そして、県はデータとりもできないような状態では、県民に対して――だけん、それは集約はしよると思うけど、こっちが拾ってさろかんと報告はなかっだけん、今の制度は。

その辺は国に要望して、やっぱり熊本県のことは熊本県を通じて、そしてこういうことをやるからということで、直轄でやられることは大いに結構だから、ぜひ、その辺のプロジェクトというか何というか、情報交換というか、その辺を持っとかないと、僕らは県にしか言わぬからね。県は知らぬって、あれは直轄ですもんねて言うて、本当に知らぬから。だから、それじゃ意思統一は、やっぱり情報の共有が大事だろうと思うんだよね、今。いずれにしても、何にしても。

それと、協業、担い手は毎年減ってくるんですよ。0.48か、平均で、担い手は。ふえはしないんですよ。我々だって、何の担い手も減ってくる。ふえはしない、人口減だから。だから、その辺を、まあ逆手じゃないけど、熊本県は人口増に切りかえるというようなこも、熊本県はやっぱり担い手づくりするためには人口増だと。新しい発想はできないから。これは政治もそうです。全てがそうですよ、農林水産だけじゃなくて。だけん、そういうものをぜひ部長会議あたりで取り上げて、国と協議をしてもらうといいんじゃないかなというのを、これは提案だけしときます。

○氷室雄一郎委員 各課長からもたくさん説明、2時間にわたる説明で、細かい点はもう

省きますけれども、私は、商工観光労働部長 の総括説明にありました観光面では、非常に 震災水準までまだほど遠いということ、これ が事実だと思っております。

各市町村、また、阿蘇方面を回りまして、この観光振興については、要望をお伝えしときますけれども、今から連休等はかなり見えられるであろうと予測はされます。しかし、阿蘇全体、また雨季シーズンを含めて、非常に落ち込む時期がありますので、その時期に対して何か手を打ってほしいと。

また、今の説明では、情報発信等はいろんなことをされておりますけれども、ふっこう割にしても、国の分もあっという間に終わりまして、だから、お客様に対するメリット、もう一つは、阿蘇の観光が一番落ち込む時期についての手を考えてほしい、こういう要望がたくさんございましたので、ここで一応お願いをしておきます。また、これから、シーズンを通してということじゃなくて、大体今4割ぐらいじゃないかという実感を持っておられるということでございますので、これは要望しときます。

それから、スポーツの分野でございますけれども、部長の総括説明でも、熊本市のほうからも職員を派遣して、人員は倍増しておるわけですけれども、熊本市との連携をもう少しじっくりやってほしい。

人口の3分の2ですかね、ほとんど熊本市 に集中しているわけなので、特に、大学、高 校、小学校、これは熊本市が主力でございま すので、県は非常にボルテージは上がってお りますけれども、若干市との温度差があるん じゃないかと。

だから、もう少し、これだけの人員を倍増されたのならば、もう少し熊本も、いろんな施設面とか、さまざまな面が県が主導してやっておられますけれども、この辺の連携を強化して、何はさておいてもやっぱり人口の多い熊本市のほうから、今回の試合の観戦にし

ても、郡部から来るのは大変でございますので、もう少し市も、県とレベルを同等にして、このスポーツ大会には取り組んでほしいと。

最後は、企業局長の説明ですけれども、原 局長とは大分やりあって、あの風車は、1基 は、まあこれは故障でだめだと、あと2基 は、どうせ売電収益は非常に厳しいというこ とがわかっておるわけでございますけれど も、私としては早目に撤去してもらいたい。

この撤去に際しては、これから何千万円かかるわけですけれども、私はモニュメントにして残してほしいという思いもありましたけれども、あそこはちょっと地形が無理、誰でも訪ねられるところじゃございませんので、撤去されると。

多分、撤去費用は、これは積み立てはされてなかったんじゃないかと思います。だから、どうせあと2基はやがて撤去せないかぬときが来ますので、ぜひ撤去費用としては積み立てていただいて、将来的には速やかに撤去を私は希望しておるわけでございます。

以上、それぞれの部局長に要望なり御意見 等を申し上げさせていただきました。何かあ りましたら。

○橋口海平委員長 何かございますか。

○氷室雄一郎委員 この観光の面は、部長、ちょっとそういう一番厳しいときに何かこれから、今の御説明では手は打ってないと思いますので、これから何か国と協議して、何とかアイデアをといいますか、そうせぬと、ちょっと全体的な観光、これからいいシーズンは望めるわけですけれども、1年間で見ますと非常に落ち込むということで、大変業者の皆さんも心配されております。ちょっと一言。

○磯田商工観光労働部長 委員からの御指

摘、ありがとうございました。

おっしゃるように、繁忙期というのは大変 忙しく、もう落ち込んでいる時期にもなって きているかと思います。そうじゃない時期、 例えば特徴的にこの時期、そういう時期に本 当にありがたいのは、例えば修学旅行とかで すね、そういう時期じゃないところに来られ る方があるんですけれども、まだまだそこの 回復ができていません。

あと、例えばインバウンドなんかもそうなんですけれども、お正月とか日本人は多いんですけれども、春節とか、ちょっと暇な時期に海外から来ていただくということで、そういう時期を補うような機能がありますが、まだまだどちらも、修学旅行はまだまだですし、インバウンドも回復はしてきているんですけれども、まだ他県に比べると回復が十分じゃないということもございます。

そういった面も含めて、委員おっしゃった ような、さまざまな取り組みを頑張りまし て、平均的にお客様が上がるような形で努力 してまいりたいと思います。

○村上寅美委員 三協畜産ってあるよ。阿蘇 出身で、田崎市場に甲斐といって、たまたま 僕の同級生で、一緒にボクシングやっていた 男だけど、これは三協。これは全国的に、今 言うように、3カ月が暇と。暇なときは半値 ぐらいにするらしいたい、半値ぐらい。そし て、サービスをよくするらしいたい。それは 広報活動として自分はやるという考え方なん だな。そうしないと、そのもの自体は赤字だ から。しかし、赤字だけど、広報としてやる と。そうすると、それを見て全国から来るら しいよ。そうしたら、冬場もほとんど満室 て。

だから、やり方たいね。阿蘇は通過点になってしまうから、あそこは。だけん、あそこに泊まってもらわにゃいかぬわけたい。泊まらないと金は落ちないということで、三協に

行って、一遍会ってごらん、俺から聞いたと言うて。そして、いろいろ民間の考え方ばちょっと研究させてくれと言ってね。そういうのをやっているんだから。全国やっているよ、あれは。

そうすると、泊まった連中が、今度は広報するわけたい。連れてくるわけたい、よかったて。それで、おいしいものを食べさせる、オール阿蘇で。阿蘇でないと食べられないと。トウモロコシとかなんとかも、春先から冷凍しとってね、夏場のやつを。だから、阿蘇のもので、全て阿蘇のものということでね。だから、そういうシステムを、一遍会って研究してみるといいんじゃないかなということで、要望だけしとくから。

○浦田祐三子委員 観光物産課、ページが57 ですかね。

「いだてん」ですね、NHKの大河ドラマ 化が決定いたしましたけれども、今玉名市、 和水町を中心に、各商工団体であったり、民 間の団体とか観光協会の皆さんとか、一生懸 命頑張って取り組みを進めていらっしゃるん ですけれども、今県としてどのように取り組 んでいっておられるのか、また、今後どのよ うに進めていかれるのか、ちょっとお尋ねし たいと思います。

○上田観光物産課長 観光物産課でございま す。

浦田委員御指摘のとおり、今、玉名市、それと和水町、南関町の1市2町で協議会が1つできております。それから、玉名市と和水町でそれぞれ単独でできておりまして、3つの組織でどうやっていくかということを、知恵を出し合っているところでございます。

進捗を少し見ておりますのが、旅行でお越 しになる皆さんの拠点となる施設整備の話が 動き出しております。1つは、和水町では、 金栗四三ミュージアムというものをつくろう という動きになっておりまして、もう一つが、玉名市のほうで、NHKの大河ドラマ館、これを上映に合わせて整備しようという動きでございます。さらには、例のマラソンの話もありまして、いろんなアイデアが出てきているところでございます。

県としましては、これをきちんと周知を図って、PRをして、多くの方に知っていただいて、県外からお越しいただくということが大事だと思っておりまして、平成31年の熊本デスティネーションキャンペーンというものが、JRの全国6社が、熊本を目指した旅行商品を集中的につくって販促をされます。ちょうどその1年前のことしの7月から9月にかけまして、プレデスティネーションキャンペーンというものを行います。

その開催に先立ちまして、全国の500ぐらいの旅行会社や運輸系の会社、旅行関連の媒体が熊本に集まります。その中で、しっかりと「いだてん」の、先ほど申し上げた拠点整備の動きあるいはその拠点から滞在時間を延ばすために、いろんなアクティビティですとかあるいは県下全域の楽しめる観光素材、ここを磨き上げた姿を見せて、少しでも滞在時間を延ばすような仕組みを、1年前の今からやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員 聞くところによりますと、鹿児島あたりがかねて大河ドラマを経験しておりますけれども、何か話を伺いますと、呼んでもいないのに勝手に人がどっと訪れてきて、そしていつの間にかどんといなくなるというお話を伺っていますので、ぜひ、これを一過性のものにするんじゃなくて、しっかり観光の起爆剤となるように、長く熊本に来ていただくようにやっていただきたいなと思います。

あともう1点いいですか。

○橋口海平委員長 はい。

○浦田祐三子委員 64ページの5番の海外からの誘客の促進ということで、どのように進めていかれるのか。また、恐らくメディアーーこの前もタイとマレーシアのほうに行ってきたんですけれども、やっぱりプロモーションがとても大事だというお話を伺っております。

この前、安倍総理のお話を聞く機会があったんですけれども、安倍総理の地元の山口県の元乃隅稲成神社ですかね、もともと年間大体何百人、多くてせいぜい年間1,000人ぐらいしか来てなかったのを、CNNニュースで取り上げられてからが100万人に、海外からのお客さんがふえたということで、あそこの鳥居にお金を入れるんですね。それで、あけてみたら、海外からの20数カ国のお金が入っていたということで、宮司さんもびっくりしたというお話を伺いましたので、ぜひとも、何がヒットするかわかりませんので、しっかりと発信をしていただければなというふうに思います。要望でございます。

○岩田智子委員 初めてこの委員会に参加を しますけれども、本当に多岐にわたって、今 度はワールドカップとかパラリンピック、オ リンピックに向けても、物すごく忙しい委員 会になるんじゃないかなと思っていますけれ ども、その中で、私も、御存じのように、学 校の教員だったので、教育に関係あるところ も幾つかあったので、そこに関してちょっと 質問をいたします。

24ページのエコアの環境教育プログラム実施というところで、小学生、中学生がそこに見学に来たりして教育を受けられるようなプログラムだと思うんですけれども、対象とか、その回数とか、どういう内容なのかというのを教えていただきたいのが1つ。

それから、29ページの消費者教育の推進ということで、学校と連携をしてやっていこうというふうな取り組みが出ているんですけれども、これは学校からの要望がやっぱり多かったのか何なのか、そこをちょっと聞きたいなと思っています。

それから、31ページの男女共同参画学習促進事業で、これは、毎年、中学校と高校に学習資料を配付されていると思うんですけれども、今回、また主要事業、新規事業としてここに書いてありまして、大体何月ぐらいに配付するのかという、それから、これまで何かいい情報というか、こういうのがあって、こういう男女共同参画に関しての高まりが見えましたというようなことがありましたら、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

以上です。

○城内循環社会推進課長 まず、エコアくま もとにおける環境教育の状況でございます。

エコアくまもとでは、処分場の施設見学ですとか――埋め立ての分ですね。あと周辺の自然環境、屋上に設置されたソーラーパネル等を教材にしまして、資源循環に関する教育プログラムに力を入れて教育を実施しております。

平成29年度の実績ですけれども、小中学校 関係で申し上げますと、まず地元の小中学校 が3校、それから、県内の小学校からは11 校、県外の小学校からは1校、県立学校、特 別支援学校の先生たちの見学が1回、それか ら教育委員会の難聴の言語部会というところ から1回来場があっております。

29年度の実績につきましては、その他団体等ということで、学校関係はまだまだ少のうございますけれども、今後も校長会等を通じてどんどん機会をふやそうとしているところでございます。

○西川消費生活課長 消費生活課でございま す。

29ページの学校と連携した高校生等への消費者教育でございますが、これは学校側から要望があったのかという御質問でございますが、昨年度の実績は6校、7回でございまして、1,000人を超えるぐらいということでございます。この事業は、金融広報アドバイザーを学校のほうに無料で派遣する事業でございます。

目的としては、2つございます。1つは、 現在でも、二十歳未満の方が、アダルトサイ トとか通販とか、消費者トラブルに巻き込ま れていると、そのことの対策が1つというの と、もう一つが、成人年齢の引き下げ、これ が今国会のほうでも議論されると思います が、最短で4年後に現在20歳が18歳に引き下 げられます。そうなりますと、高校3年生 が、もう自分一人で契約ができると。今まで は、親の同意なしにした契約は、未成年者の 取り消し権で保護されておりますが、そうい ったものがなくなりますので、そういった対 策をとろうということで、私学振興課、それ から教育委員会の関係各課と連携して、重点 的にこれからやりたいというふうな事業でご ざいます。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・ 協働推進課でございます。

お尋ねの男女共同参画学習促進資料でございますけれども、これは、毎年、各1万9,000部ほど作成をしておりまして、4月に県内の全中学校、高校の新1年生ということで配付をしております。

効果につきましては、直接その統計とか意見とかはまとめてはおりませんけれども、こういった資料で学習することで、男女の性別にかかわりなく、自分らしく生きていけるということとか、進路選択の幅が広がる、そういったことを目的としておりまして、実際に

いろんな分野への職業選択というのが少しずつ進んでいると思われます。

○岩田智子委員 ありがとうございました。 働き方改革のことで、私も、随分教職員の 働き方のことは言っているんですけれども、 でも、本当にそうやっていろんな課と教育と 連携して子供たちを育てなきゃいけないとこ ろがたくさんあると思っています。

ここの委員会の中での学校での取り組みというのは、とても重要なところだと思っていますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っています。特に、消費者教育については、本当に成人年齢の引き下げとかで、もう本当に喫緊の課題だと思っていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

ちょっと要望もいいですかね。

#### ○橋口海平委員長 はい。

○岩田智子委員 その他でも、ちょっとこの前、民間のバス会社ですけれども、リフトつきのバスが1台熊本にも来たということで、障害を持っていらっしゃる方も普通に、普通にというかな、リフトで車椅子ごと乗れるというようなバスができて、パラリンピックとかオリンピックとかもありますので、絶対そういうものも必要だなというふうに改めて感じたことがあります。

それから、いろんな方が来られて、やっぱ りトイレの――いろんな、自然保護のところ にもありましたけれども、トイレの整備とか もとても必要だと思います。

そういうトイレの整備をするときに、駅ビルがきれいになったじゃないですか、ちょっと半分。そこの駅のトイレにも行ったんですけれども、車椅子に乗られている方の鏡、鏡はやっぱり見えないんですよ、そこも。きれいな大きなスペースなんですけれども、鏡が

やっぱり上になって全然見えないというような、だから、当事者の声をやっぱりしっかり聞いて、いろんな整備を進めていっていただきたいなというふうに思っています。

ウェールズの大使館に国際スポーツ大会推 進特別委員会で視察に行ったときに、いろん な多様性を大事にしてほしいというふうな御 意見をいただいて、私も本当にそう思ってい るので、いろんな当事者の人の声をぜひ大事 にしていただきたいというのが要望です。 以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。 2 点ありまして、1 点が、簡潔にで結構です。資料76ページ、労働委員会の事務局長もかわられたのでですね。

ちょっとこれだけじゃないのかもしれませんが、委員報酬のところ、15名と書いて2,680万円、これは、行政委員会の場合は、月額幾らとか、出た回数とか、費用弁償とか、どういう形式になっているのかと。もちろん、年間の紛争の件数がどれぐらいというのが全然わからずに聞いておりますので、そこをちょっと教えていただければと。

○中島審査調整課長 審査調整課でございます。

委員の報酬は、月額と日額の併給制でございまして、会長が、基礎報酬月額が7万3,000円、それから公益委員が6万1,000円、それから労働者委員、使用者委員が、月額が同額でして、5万5,000円となります。それに、日額のほうが、会長が2万5,700円、公益委員が2万3,100円、それから労働者・使用者委員がそれぞれ2万3,100円という形になっています。これは、日額のほうは活動された日に応じて支給をされます。

以上です。

○松田三郎委員 別に高い安いと文句言うつ もりはありませんが、これは法律なり何なり で大体基準額みたいなのが決まっているもの なんですか。

○中島審査調整課長 平成22年度までは県の 行政委員会は全て月額制だったんですが、委 員の報酬につきまして議論がありまして、22 年4月から日額と月額ということで、これは 県の委員会全て同じような形でされておりま す。

○松田三郎委員 そういえば思い出しましたが、県の監査委員をしておりましたころ、ちょうどどこかの裁判で、おっしゃるように、行政委員会の委員の報酬のあり方というので、一律月額だけというのはちょっと好ましくないという話があったのを思い出しました。それでいいです。

もう1つ、国際課に。資料65ページ。

クルーズ船のことで、一番下の(2)のマル新となっているところ、全くそのとおりと私も思いまして、八代港は、知事もたびたび一一年々ふえてきておりまして、近い将来は200隻を超えるぐらいと。これは、平成30年度というか、一番新しいのでどれぐらいに、今年度ですか、今年かな、あれは。12月までなのか3月までかわかりませんけれども、大体去年が60幾つですか、70ぐらいですか。まず、その数字だけちょっと教えてください。

○波村国際課長 港湾管理者である県の港湾 課の話ですけれども、現在のところ、昨年並 みの寄港数、つまり65隻程度になるのではな いかという話を聞いております。

○松田三郎委員 何か倍々ゲームじゃなく て、どんどんどんどんふえていくのかなと思 ったら、そうでもないわけですね。

○波村国際課長 中国がほとんどを占めるんですけれども、今年度は、今3隻ある船を2隻に一時期調整しているということで、今年度は横ばいぐらいになるのではないかというふうに話を聞いておりますけれども、ただ、後から――ターミナルもつくりますので、将来的にはふえるのではないかというふうに見込まれております。

○松田三郎委員 昨年もそうですが、地元の 八代にいらっしゃったので話はわかると思い ます。八代なんか、まあ一部の方かもしれま せんが、60だ200だとクルーズ船が来る割に は、なかなか地元の経済には余り好影響はな いというような、ちょっと御批判なりあった やに聞いております。

それで、昨年度もそうでございますが、特に国際課あるいはお隣の観光物産課も大きく影響するかと思いますが、これは福岡に行って九州観光推進機構の石原会長にお伺いしたことですけれども、福岡も、博多港が満杯で、そういう話が一時期ありましたと。それで、例えば、個人であるとか少人数の方々を対象に、みんな行くような量販店とか免税店とかだけではなくて、地元の福岡とか博多の人しか行かないようなとか、そういうところも少しずつふえてきましたけれども、そういう傾向に持っていくと地元にも潤いが出るんじゃないでしょうかと。

まさにここに書いてあるように、船会社であるとか中国現地旅行社、なかなかこの辺にアピールというか、取り込まないとなかなか難しいと、我々が思う以上にかなり難しい、ハードルは高いという話は聞いておりますが、やっぱりなかなか宿泊を伴わないという制約がある中で、どれだけ、例えば八代だけじゃなくて県南とかほかのところに、あるいは1回行っていただくと、団体でも結構です

けれども、2回目以降はもう少人数で行こうという呼び水にもなろうかと思いますので、まさにここに書いてあるとおり、一生懸命頑張って今年度はやっていただきたいという要望ですが、今ちょっと何か、2月議会ですか、どなたか、髙野先生なんか質問をなさっておりましたので、ちょっとこの辺に見込みが出てきたとかいう話があれば教えていただきたい。

○波村国際課長 今委員がおっしゃったような、本当、個人客、そして中国の大もとであります、チャータラーと言いますけれども、 代理店、大手代理店へのセールスは必須と考えております。

早速、4月18日に職員を中国に派遣しまして、大手チャータラーのほうと交渉を始めて、いろんなハードルはございますけれども、風穴をあけていきたいというふうに考えている次第でございます。

それと、上海事務所への職員を、県南広域 本部におりました職員を配置しまして、県南 への着地型商品、これを開発するように、重 点的に取り組むこととしておる次第でござい ます。

国際課といたしましては、早期にこの着地型商品を充実させまして、個人客とか中国からの、免税店ではないツアーを希望される方の満足度を高めてまいりたいというふうに思っております。早く具体的な成果が出るように、報告できるように頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありません か。

○村上寅美委員 松田君のあれに関連だけ ど、僕はちょっとプライベートで香港へ行っ てきたけど、50人ぐらい募集してグループで 行ってきたけど、熊本県の板東か、彼がよう 頑張っとった。よう頑張って、それで迎えに も来てくれたから、いろいろ説明もしたけ ど、やっぱり熊本の場合は、水と阿蘇を売ら なきゃいかぬね。これはよそにないわけだか ら、水と阿蘇、やっぱり阿蘇は世界の阿蘇だ から、世界の阿蘇がある熊本の水、えらい人 気ぞ。だから、この辺はキャッチフレーズだ なと思って、帰ってから部長に話そうと思っ ていた。水と阿蘇、これはよそはまねでけぬ けんね。熊本の水と阿蘇、日本一と。日本一 って何が日本一かと、日本一なんだよ。人口 70万の政令指定都市、熊本市は全部地下水だ から、ということは100%地下水、我々も地 下水ですから、要するにダム方式じゃないわ けだ。ため水じゃないわけだ。全部きれいな 地下水を、大体80年から100年というから、 そのサイクルのやつをボーリングして熊本県 民は全部飲んでいるわけだから、だから肌色 もいい、食べ物もおいしい。確かに、食べ物 のおいしさなんか、その辺が影響がありゃせ んかなと僕は思って、熊大の先生に言った ら、全くそれは県議が言われるとおりですよ と言うて相づちを打たしたばってんね。この 辺はやっぱりPRせえなんね。熊本の水て、 日本一て頭つけてね。何が日本一かいうた ら、日本一じゃないかと、人口70万の政令指 定都市に地下水って、よそはみんな、浜名湖 とかいろいろ、ため水だから。全部地下水だ から。それをやっぱり売りにせないかぬなと 一人思ったから、要望だけしときます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○橋口海平委員長 なければ、以上で質疑を 終了します。

次に、その他に入ります。

議事次第に記載のとおり、執行部から報告 の申し出が1件あっております。 まず、報告について執行部の説明を求めた 後、質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から、資料に従い報告 をお願いします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項の環境生活部の冊子の1ページをごらんいただきたいと思います。

水俣病対策の状況について御説明させていただきます。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、平成16年の関西水俣病訴訟最高裁判決以降の記載をしております。

平成16年10月の最高裁判決で、水俣病の被害拡大に関し、国と県の責任が認められました。この判決を契機として、水俣病認定申請や裁判が急増し、これに対処するため、平成21年7月に、いわゆる特措法が成立いたしました。

その結果、被害者の方に対し、一時金支払い等の救済措置が講じられ、平成23年3月には、当時係争中でありましたノーモア・ミナマタ訴訟の和解が成立しております。

しかしながら、平成25年4月16日、県が行った水俣病認定棄却処分の取り消しと認定義務づけを求める訴訟で、県敗訴の最高裁判決が出されました。

また、6月20日に、国、県、チッソを被告 とするノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等 請求訴訟が熊本地裁に提起され、現在も係争 中でございます。

さらに、10月25日に、水俣病認定申請棄却 処分に係る行政不服審査請求事件について、 国の不服審査会から、認定相当であり、知事 の棄却処分を取り消すという裁決が出され、 県はその方を水俣病と認定いたしました。

この事案は、県が環境省の判断条件に基づいて乗却処分を行ったものでありましたが、

国の機関である不服審査会により県の処分が 取り消されたことにより、不服審査会と国の 考え方が異なる状況が生じることとなりまし た。

このことから、12月19日の知事記者会見において、国の不服審査会と環境省で考え方が 異なっているという認識を示すとともに、平成25年4月の最高裁が示した総合的検討の具体化や、いわゆる臨水審で審査を行うことを求めました。

その結果、平成26年3月7日に、環境省から水俣病認定に関する総合的検討に関する通知が出され、また、4月26日、臨水審が約11年10カ月ぶりに開催されることになりました。

平成27年7月3日に、水俣病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求事件について、国の不服審査会から、県の棄却処分は相当との裁決が公表されました。これにより、県として、平成25年の最高裁判決を踏まえた環境省と国の不服審査会の考え方が整合のとれたものとなったと判断し、7月12日に県の認定審査会を開催しております。

以上が水俣病対策の主な経緯でございます。

次に、資料の2ページをお願いいたしま す。

2ページの2、認定業務の状況についてですが、(1)のところにございますが、3月31日での認定申請件数は890件となっております。

(2)認定検診の状況でございますが、水俣 市立総合医療センター等への委託検診のほ か、同センター等において、県からの派遣医 師による検診を実施することにより、検診の 促進に努めているところでございます。

(3) 認定審査の状況につきましては、平成 27年7月の認定審査再開後、認定審査会を16 回開催し、698件の審査を行っております。 なお、この2年は、589件の審査を行ってお ります。

参考として、4カ年戦略の目標を記載して おりますが、この目標が達成できますよう、 今年度も引き続き認定審査の促進に努めてま いります。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてですが、詳しくは資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

現在、6件の訴訟が提訴されております。 まず、表の一番左の水俣病被害者互助会に よる国家賠償等請求訴訟でございます。

原告8人による国、県、チッソを被告とする損害賠償を求める裁判が続いており、一番下の経過の欄にありますように、平成26年に熊本地裁の判決がありましたが、現在控訴審に移っております。

次からの3件は、ノーモア・ミナマタ第2 次訴訟になります。

これも、国家賠償等請求訴訟、つまり、チッソとともに、国と県に損害賠償を求めるもので、それぞれ熊本、東京、大阪で提訴があっております。現在、資料の左端、原告という欄に記載されておりますが、原告数は、熊本が1,311人、東京が67人、近畿が130人となっております。

次の左から5番目の欄でございますが、これは、原告1名の方が、国、県、チッソを被告とし、440万円の賠償を求めている訴訟でございます。

最後、一番右の水俣病認定義務付等請求訴訟ですが、これは、原告7人が、熊本県、鹿児島県が行った水俣病認定申請に係る棄却決定を取り消し、両県に水俣病と認定することを義務づけることを求めている訴訟でございます。

以上が裁判の状況ですが、いずれの訴訟に おきましても、県として司法の場で主張、立 証を行い、適切に対応してまいりたいと考え ております。

説明は以上でございます。

○橋口海平委員長 以上で報告が終了しまし たので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○橋口海平委員長 なければ、これで報告に 対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありません か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の 議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付して おります。

それでは、これをもちまして第2回経済環 境常任委員会を閉会いたします。

午後4時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

経済環境常任委員会委員長